

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 68 号 2020 年 4 月

## HEADLINE

本号では、2019 年 11 月 7 日に、当財団が中華人民共和国国家発展改革委員会と主催し、また法務省法務総合研究所及び一般財団法人日中経済協会が共催、そして独立行政法人日本貿易振興機構及び中華人民共和国駐日本国大使館に後援いただき、法務省大会議室において開催しました第 24 回日中民商事法セミナーを特集しております。

日中民商事法セミナーは日中両国の相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招へいし毎年セミナーを開催してきておりますが、今回は日本での 13 回目の開催となりました。

中国側からは常時ご支援いただいている国家発展改革委員会からは、今回も林念修副主任をご来賓としてお迎えしました。

講演は、第 1 部で「外商投資法」をテーマとして中国政法大学国際法学院長 孔慶江氏に、第 2 部では「デジタル時代のスマートシティ建設」をテーマとして国家発展改革委員会傘下の中国国家情報センター情報化及び産業発展部主任 单志広氏に講演いただきました。

(目次)

開会挨拶	宮原 賢次	公益財団法人国際民商事法センター 会長	2
	林 念修	国家発展改革委員会 副主任	3
	大場 亮太郎	法務省法務総合研究所長	5
	伊澤 正	一般財団法人日中経済協会 理事長	6
	梁 林冲	中華人民共和国駐日本国大使館 経済参事官	7
総司会	小杉 丈夫	松尾綜合法律事務所 弁護士・当財団理事	
講演 1	「外商投資法」		8
	講 師：	孔 慶江 中国政法大学 国際法学院長	
	進行/コメンテーター：	平野 温郎 東京大学 教授	
	コメンテーター：	住田 尚之 曾我法律事務所 弁護士	
講演 2	「デジタル時代のスマートシティ建設」		31
	講 師：	单 志広 (国家発展改革委員会傘下) 中国国家情報センター情報化及び産業発展部 主任	
	進 行：	杉田 定大 一般財団法人日中経済協会 専務理事	
	コメンテーター：	山村 真司 (株)日建設計総合研究所 理事上席研究員	
	コメンテーター：	周 意誠 富士通(株) 政策連動ビジネス推進部 シニアマネージャー 早稲田大学理工学術院 客員上級研究員	
総 括	小杉丈夫	松尾綜合法律事務所 弁護士・当財団理事	54

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・講師及びコメンテーター略歴
- ・講演1 孔慶江講師 説明資料  
平野晴郎氏 資料  
住田尚之氏 資料
- ・講演2 山村真司氏 資料  
周意誠氏 資料

## 開会挨拶

### 宮原賢次（公益財団法人国際民商事法センター 会長）

ただいまご紹介いただきました宮原でございます。公益財団法人国際民商事法センター会長をしており、第24回日中民商事法セミナーの開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

まず、今回のセミナーのために中国から遠路お越しいただきました国家発展改革委員会の林念修副主任を初めとする国家発展改革委員会の皆様、そして中国政法大学国際法学院長の孔慶江教授、それから中国国家情報センター情報化及び産業発展部の単志広主任の両講師に、心より歓迎の意を表したいと思っております。

また、この会場には企業の方々を中心に、法曹学術関係の方々や、中国大使館の梁林冲参事官を初め、中国企業の方々など、幅広い範囲から多数お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。

本セミナーは、当財団の設立の年であります1996年の第1回を東京で開催いたしまして、それ以来、北京と日本で交互に開催を続けております。両国の間にさまざまな問題がありながらも、一度の中断もなく継続して実施してきております。

ご承知のとおり、国家発展改革委員会は国務院に属しまして、中国国家の経済運営の産業政策を担当されます大変重要な機関であります。林副主任はその要職におられる方で、大変お忙しい公務の中、スケジュールをやりくりいただきまして、このセミナーにご参加いただきましたこと誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

今回のセミナーでは、最初に法的テーマとして中華人民共和国外商投資法を取り上げ、孔教授にご講演いただきます。孔教授は、本年3月に決議されました外商投資法の起草、審議段階から関与されております専門家のお一人であります。

続いての講演は、経済テーマとして、デジタル時代のスマートシティを単主任ご講演いただきます。単主任は、スマートシティに関する著書や関連委員会の委員等も務められております専門家のお一人と聞いております。

これらのテーマは日本の企業の皆様に非常に関心が高いものだと思います。それぞれの講師から最新の事情を直接お聞きできることは、関係者にとりまして非常に有益な機会であろうと思っております。

本セミナーの司会と総括は、当財団理事であります松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士にお願いいたしております。

本日のセミナーが皆様にとり有意義なものとなりますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 開会挨拶

林 念修（国家発展改革委員会 副主任）

尊敬する宮原会長、大野理事長、ご来賓の皆様、こんにちは。

本日、この秋深まる季節に東京にやっ来てまいりまして、皆様と一堂に会し、第24回日中民商事法セミナーに参加できてうれしく存じます。この機会を利用して、発展改革委員会を代表しまして、セミナーの開催に対し熱烈なお祝いの意を申し上げます。

国際民商事法センター、法務省総合研究所、日中経済協会のこのたびのセミナーの開催のための行き届いたご準備に対し、心より感謝の意を表します。

今年は、中華人民共和国設立70周年に当たり、日本も令和時代に入りました。現在、世界は100年すら一度もない大きな変化に直面しています。グローバルガバナンスシステムが再構築を求められています。国際的な枠組みも日々変化しています。中日双方は多元的な共通利益と共通の関心を有しています。

今年6月、習近平主席と安倍晋三首相は大阪で10の重要な合意を達成しました。新時代の要請に合致する新たな日中関係の構築について合意しました。両国の関係のために前進の方向を示しました。

少し前に、私は習近平国家主席の篤志、中国国家副主席 王岐山氏に同行し、天皇陛下の即位の礼に参列しました。日中関係は上昇期に入ること、また新たな発展のチャンスに直面していることを実感しました。この背景のもと、日中民商事法セミナーは1996年創設以来の経験、取組を継承し、新たな法律、経済という二重のテーマとする研究、討論のメカニズムを形成し、両国の法曹界、財界などのエリートを一堂に会し、ともに新情勢のもとウイン・ウイン互惠協力の深化、利益融合の深化、日中関係の新たな未来を切り開くことについて語り合うことができ、非常に重大な意義があります。

友人の皆様、中国の発展は世界をなくしてはやっていけません。世界の繁栄も中国を必要としています。絶えず開放を進める中国は世界にとって魅力的です。積極的に外資を導入することは、中国が対外開放の拡大、開放型新経済体制を構築する重要な一環となっています。

今年3月、外商投資法を公表しました。中国の改革開放40年間の外商投資の法律制度の実践経験を総括し、国際的な投資協定の主要なルールを取り入れ、中国の対外開放、外商投資を促進する基本国策と方針を確立させました。外商投資法は中国政府が更にビジネス環境の法治化、国際化、利便性を高める重要な措置となっています。中国が更なる開放を拡大する外商投資を積極的に推進する決意をあらわしています。

世界のグローバル投資が低迷している中で、1月から9月、中国の外資導入額は1,007億8,000万ドルに達しました。2.9%増となっています。引き続き安定成長を保っています。世界の主要な投資先となっています、主として経済が安定した健全な発展を保っており、ハイレベルな対外開放が進められており、投資環境も持続的に最適化が図られているからです。

1は、国内市場が持続的に拡大されています。中国は14億人口がいます。世界最大規模の成長の最も早い中所得層があります。消費が加速し、グレードアップし、市場のポテンシャルが巨大です。外商投資のために大きな空間を提供しました。

2は、更なる高い水準の対外開放が行われています。今年、中国政府では新しい外資参入のネガティブリストが公表されました。サービス業、製造業、鉱業、採掘業、農業などについて新しい開

放措置を打ち出しました。より多くの分野において外資経営が許されるようになりました。外商投資に新たなチャンスが提供されました。

3は、より大きな奨励措置が打ち出されています。新しいバージョンのネガティブリストが出されると同時に、中国政府は2019年版の外商投資奨励産業目録を公表しました。外商投資の政策の連続性、安定性を保った上、さらに外商投資の範囲も拡大しました。

4は、ビジネス環境の最適化をさらに図っています。10月22日、中国はビジネス環境最適化条例を公表しました。対外開放及び外資利用の強いメッセージを出しました。これと同時に、我々は外商投資法の関連法整備を加速しています。外商投資のためにより整備された法的な環境を提供しています。少し前に、世界銀行は2020年ビジネス環境報告を公表しました。中国ビジネス環境の世界ランキングは、昨年比で32上昇したのに続き、ことしはさらに15上昇しました。昨年の46位から31位まで上昇しました。世界銀行は力強く改革のアジェンダを推進することについて、中国は連続2年間、世界のビジネス環境改善の度合いの最も大きい10の経済体として選ばれています。今後は、引き続き対外開放を進め、既に出された政策の実施を進め、新たな政策を次から次へと公表していきます。対外開放の分野を拡大し、内外資企業を平等に扱い、より開放、公平、利便性の高い環境を整備していきます。中日両国は経済の相互補完性が強く、協力の強い基礎を有しています。日本企業がさらに対中投資を拡大し、ウイン・ウイン協力を深化させることを願っています。

皆様、新しい科学技術革命、産業革命が起きている中、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、人工知能を代表とする新たな技術が著しく発展しています。各分野と深く融合しています。幅広く応用されています。都市のスマート化レベルの向上、人民の福祉の向上のために技術的なサポートを提供しています。中国政府は高度にスマートシティの発展を重視しています。力強く技術イノベーション、技術の応用、発展を促進しています。積極的な進展を得ています。大きな市場ニーズも形成しました。

2020年、デジタル経済の規模は32兆元に達すると見込まれています。一方、日本政府も超スマート社会の構築を掲げています。経済成長の新しいエンジンを育てています。スマートシティを建設すること、都市の持続発展の能力を高めることは、我々の共通のミッションと巨大な発展のチャンスと言えます。両国のスマート都市の実務協力を深化させるために、中日イノベーション協力メカニズムのもと、重点的に3つの協力を提案します。

1. 政策交流を強化し、この協力のニーズのマッチングを行っていきます。研究機関、企業、業界組織などによるワーキンググループの設立を推進し、両国のスマートシティに関する実務協力推進のための作業プランを検討し、提出し、優先的な協分野を定めていき、重点的なプロジェクトを実施していきます。

2. 重点的な分野の協力を強化し、協力の内容を深化させます。中日がスマートシティの標準の制定、技術、イノベーション、人材育成などの分野の協力を推進し、スマート医療、スマート交通、スマートヘルスケアなどの分野の協力を深化させ、技術、イノベーションの商業化を促進してまいります。

3. 協力プラットフォームを構築し、協力のレベルアップを図っていきます。スマートシティをテーマとするシンポジウムやフォーラムを開催し、産官学の交流、協力プラットフォームをつくり、中日スマートシティの協力のレベルと水準を引き上げていきます。

本日は、2人の講師を招いています。中国の関連分野の権威ある専門家です。1人は、孔慶江教

授です。中国政法大学国際法学院の院長を務めており、外商投資法の起草、論証、諮問などにかかわっています。

もう一人は、単志広先生です。国家発展改革委員会傘下、国家情報センターの情報産業発展部の責任者です。スマートシティの政策、研究、地方スマートシティの建設計画にかかわっています。お二方の講演は必ず日本の友人に歓迎されるでしょう。皆様に多くのヒントを与えることになると思います。

中日双方の来賓も、きょうの機会を利用し、率直な意思の疎通を図り、対話、交流を行い、忌憚のない意見をぶつけ合い、知恵を貢献し、よりよい提案を行い、中日双方の交流、学び合い、共同発展を促進していくことを願っています。

友人の皆様、中日民商事法セミナーは1996年設立されて以来、既に23年間の歩みを経験してきました。過去を振り返ってみますと、我々は知的財産権の保護、大気汚染の対策、社会資本協力など双方の共通の関心のトピックスを中心に率直な交流を行い、両国の国民を地理的な近さから気持ち的な近さに近づける上で独特な重要な役割を果たしてきました。ここで改めて長年中日両国の友好に取り組み、根気強く中日民商法交流のために推進された宮原会長に対し、心より敬意を表したいと思います。日本国際民商事法センター、日中経済協会、法務省総合研究所の同僚の皆様にも心より感謝の意を表します。

我々は誠心誠意協力をし、中日民商事法セミナーは必ず時間がたつほどに新鮮に感じられ、着実に長期的に継続していき、両国の経済界、法曹界を結ぶ重要なきずなとなり、中日友好を増進し、新時代の要請に合った日中関係を迎えるためにより大きな役割を果たしていくことと確信しております。本日の会議の成功を祈り、私の挨拶とさせていただきます。

## 開会挨拶

### 大場亮太郎（法務省法務総合研究所長）

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました法務省の法務総合研究所長、大場亮太郎でございます。

第24回日中民商事法セミナーの開催に当たりまして、法務総合研究所を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

林念修副主任を初めとする中華人民共和国国务院国家発展改革委員会の皆様、中国政法大学国際法学院長、孔慶江教授、国家情報センター情報化及び産業発展部の単志広氏、中国から遠路お越しいただき心から歓迎を申し上げます。

また、公益財団法人国際民商事法センターの宮原賢次会長、一般財団法人日中経済協会の伊澤正理事長、駐日中華人民共和国大使館 梁林冲参事官、その他ご臨席の皆様方、本日はご多用の中、本セミナーにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心といたしまして、日中両国の法制度やその運用の現状、課題等について相互に理解を深めるとともに、両国の交流の発展に寄与することを目的といたしまして毎年開催されてきたものであり、着実に回を重ね、今回で24回目を迎えました。本セミナーが長年にわたり途切れることなく続けられてきたことは誠に意義深いことでありまして、日中双方で本セミナーの開催にご尽力をいただいていた関係者の皆様に対し、改めて敬意を表したいと思います。

本セミナーでは、その時々におきまして日中両国の興味関心のある事柄がテーマとして取り上げられ、意見交換がなされてまいりました。

今回のテーマの一つであります外商投資法は、中国の経済発展に伴い、中国国内はもちろんのこと、中国と関連する日本企業でも大いに注目されるものと思われます。外商投資法は、市場経済の下で公平な競争を確保するため、外国資本の参入規制の在り方を大きく転換するものであると聞いておりますので、日中両国にとりましても大変関心の高い分野と思います。

また、もう一つのテーマでありますデジタル時代のスマートシティ建設につきましては、昨今の経済発展、技術発展に伴いまして、日中両国にとって大いに注目されるものと思います。本日のセミナーでは、このような時宜にかなったテーマにつきまして日中両国が互いの経験を伝え合い、相互理解を深めるまたとない機会だと思っております。本日のセミナーが実り多いものとなることを願っております。

最後に、今後の日中両国の発展とともに、ご参加の皆様方のご健勝を祈念いたしまして私の挨拶といたします。ありがとうございました。

## 開会挨拶

### 伊澤 正（一般財団法人日中経済協会 理事長）

ただいまご紹介いただきました日中経済協会理事長の伊澤でございます。

本セミナーの共催者として一言ご挨拶申し上げます。

まず、中国からお越しいただきました国家発展改革委員会 林念修副主任並びに幹部の皆様、ご来日を心より歓迎いたします。また、国際民商事法センターの宮原会長、大野理事長、そして法務省法務総合研究所 大場所長、中華人民共和国駐日本国大使館 梁林冲参事官のほか、日中双方でこのセミナー開催にご尽力してこられました皆様とともに、本日、第24回日中民商事法セミナーが無事開催されますことをご喜び申し上げます。そして、本日ご来場いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

先ほど来お話が出ていますが、日中民商事法セミナーは、この23年間毎年欠かさずに開催されてきた歴史のある事業であります。このような日中両国のきずなの一翼を担う重要なセミナーに共催者としてかかわれることは私ども日中経済協会にとりましても大変名誉なことであり、私ども日中経済協会は、毎年、日本経済界首脳からなる代表訪中団を派遣しております。第45回目となる今年は、9月に日本経済団体連合会、日本商工会議所と合同で230名からなる代表団が訪中しまして李克強総理と会見したほか、国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部と両国が向き合うべきさまざまな課題について意見交換してまいりました。

グローバル・ガバナンスの革新という大きなテーマを念頭に置きまして、グローバル経済システムの再構築、中国のビジネス環境の一層の改善、日中協力の新展開、アジア太平洋地域の発展と日中協力といった課題につきまして非常に建設的な意見交換ができましたことを非常にうれしく思っております。

本日のテーマのうち法律分野のテーマは、2020年1月1日より施行されます外商投資法ですが、本法案につきましては、中国にかかわります多くの日本企業が1月に向けて今後の動向を非常に注視しているところであります。10月になりまして外商投資法実施条例のパブリックコメントも開始されておまして、まさに時宜を得たテーマだと思っております。また、ハイテク分野のテ

一マにつきましては、現在、日中双方が官民学連携で力を入れておりますデジタル時代のスマートシティ建設であり、第三国市場も視野に入れて日中両国が協力できる重要な分野だと思っております。

先ほど、林念修副主任からのご挨拶にもありましたが、日本では10月22日に即位礼正殿の儀が執り行われまして、新しい令和の時代が名実ともにスタートしております。中国は建国70周年を迎え、来春には習近平国家主席の国賓としての訪日が予定されております。このように、日中両国が新たな時代を迎える中で、本日のセミナーが日中双方にとって実り多きものでありますことを祈念いたしまして、簡単はでございますが私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

## 開会挨拶

### 梁 林冲（中華人民共和国駐日本国大使館経済参事官）

尊敬する林副主任、尊敬する宮原会長、皆様方、どうもこんにちは。

本日、ここに第24回中日民商事法セミナーが盛大に開催され、中国国家発展改革委員会の林副主任が代表団を引き参加されております。私は中国の大使館を代表いたしまして本セミナーの開催にお祝いを申し述べるとともに、林副主任及び代表団を熱烈に歓迎したいと思います。

これまで、このセミナーは既に23回を重ねております。1996年から毎年定期的に両国で行われてきました。一度も中断したことがないということで、これは誠に素晴らしいことでもあります。長年にわたり、このセミナーは両国の経済発展に寄与し、そして企業の協力の面において非常にユニークな役割を果たしてまいりました。既に両国の法学界、また経済界の交流協力の堅い絆となっております。両国が実務的な協力をするために積極的な役割を果たしてまいりました。林副主任、宮原会長、また中日双方の皆様方のたゆまぬご尽力に心からの敬意を表したいと思います。

現在、中日両国また両国関係は新たな歴史的なスタートに立っております。ことしの6月末、G20の大阪サミットの期間に習近平主席と安倍晋三首相が会談を行いました。両国関係の更なる改善、発展のために多くの共通の認識を得ました。また、ともに新時代に合った中日関係の構築に向け努力することを確認しました。

今回のセミナーは、外商投資法とスマートシティをテーマとしております。これはまさに双方が関心を持つテーマであります。将来の実務協力のビジョンをも反映するものであります。中日民商事法のこの交流が絶えず深まり、両国経済の交流、また投資・貿易の円滑化を促進するために、また中日の実務的な協力の推進のために、より重要な役割を果たすことを期待しております。セミナーの円満なるご成功をお祈りしております。ありがとうございました。

（司会） ありがとうございました。これにて林副主任はご退席されます。皆さま、拍手にてお送りいただきたいと思います。林副主任、ありがとうございました。

それではセミナーを始めたいと思います。これからのセミナーの総合司会をお願いしている、当財団理事で松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士をご紹介します。本セミナーは日中交互の形で毎年開催し、先ほども挨拶の中にもありましたように、今回第24回を数えるまでになりましたが、小杉弁護士は、その第1回から今回の第24回まで全てのセミナーに関与されておられます、セミナーを一番よくご存じの方だと思います。それでは、小杉先生よろしく願いいたします。

(小杉) ご紹介いただきました小杉でございます。早速講演の部に移りたいと思います。

この、もう24年ですか、本当に夢のような感じがいたします。最初のころは非常に基本的な法律をテーマにして議論をしてみましたが、中国の経済発展に伴ってテーマもいろいろと変遷をしてみました。特に第22回のときに、中国側から、これからはハイテク先端産業の分野をテーマに入れてもらいたい、こういうご要望がありまして、日中経済協会に共催者として入っていただいて、これで3度目ということになります。そういうことで、講演も2つに分けて、第1部は法律を主体、第2部はハイテクとか先端産業を主体としたテーマにするという形で行っております。

今回は、第1部は、ことしの3月15日に新たに採択されて、来年の1月1日から施行される外商投資法をテーマにして、第2部のほうは、先ほどから出ておりますデジタル時代のスマートシティということで議論を進めるということにしています。中国側からメインの発表をさせていただいて、それに日本側がコメントするという形で内容を深めていきたいと思っております。

早速、第1部の外商投資法のほうに入りたいと思います。この部の司会は東大教授の平野温郎先生です。平野先生、あとよろしく願いいたします。

(平野) 東京大学の平野と申します。今日はよろしく願いいたします。

私、最初の演題の進行役と、こちら横にいらっしゃいます曾我法律事務所の住田弁護士とともにコメンテーター、それから質問などをさせていただきたいと思っております。テーマは中国の外商投資法ということで、実施条例もちょうどパブコメに係っているところでございますけれども、中国の外資政策とか法体系は、改革開放政策が始まってからの30年間というもの、その目的、特性などの面で、基本的な一貫性が維持されてきました。教科書的かというと、モデルになるような発展をしてきたわけですね。2016年に全件許可主義というものからネガティブリスト方式に移行して、この度ようやく、今まで実は外商投資法というその最上位の基本法がないという状態であったわけですが、それが来年1月1日から外商投資法として施行されるということになったわけでございます。

そこで、本日は中国政法大学の孔慶江先生、国際法学院の院長先生を講師としてお招きしております。同法の概要について解説していただきます。

孔先生の略歴はお手元の資料でございますけれども、先ほど林副主任からもご紹介ありまして、この外商投資法の起草、審議といったものに直接かかわってられました専門家の先生でいらっしゃいます。先生が出されておりますこういう中国語の本（注：『中華人民共和国外商投資法解説』2019年4月中国法律出版社）があるのでございますけれども、この外商投資法の解説というのは今のところこの本だけという、そういう状況になっております。

それでは、孔先生、よろしく願いいたします。

## 講演1 「外商投資法」

講師： 孔慶江 中国政法大学 国際法学院長

進行/コメンテーター： 平野温郎 東京大学 教授

コメンテーター： 住田尚之 曾我法律事務所 弁護士



(孔) 尊敬するご臨席の皆様、こんにちは。

今日はこのような機会、24回目の中日民商事法セミナーに参加することができ大変光栄であります。私、孔と申します。国際政法大学の教授であり、国際法学院の院長です。私からは、中国の外商投資法について、どのような立法のプロセスであったか、内容はどうか、また影響はどうかということでお話をいたします。

ご承知のとおり、ことし3月15日、全人代で中華人民共和国外商投資法が可決されました。これは全人代で採択されたということで、これは中華人民共和国の立法法ですけれども、これが基本法になるわけです。つまり、何に相当するかと言いますと、位置づけとしましては民法や刑法、行政訴訟法、民事訴訟法など、そういったようなものと同じ位置づけです。同じポジショニングということで、かなり高い位置づけです。来年の1月1日に施行されます。

これは、外商投資に関する基本的な法律です。この中で統一してこのような法律をやるわけですが、ご承知のとおり、1979年に中国がちょうど対外開放を行ったばかりの頃、それも全人代でしたけれども、最初の外商投資にかかわる立法が行われました。これが中外合作経営法です。これは79年です。この法律であります。中国の対外開放の言ってみれば象徴でもありまして、外資利用ということの基盤になったわけです。その後、数年がたちますと、1986年にまた外資企業法というのができました。そして更に2年、中外合作経営企業法というのができました。企業法という名前がいずれもついています。これらで外商投資の立法という役割を果たしていたのです。公司法は93年のことでした。この法律、3つの法律でありますけれども、相対的にかなり原則的な規定になっています。国務院がそれぞれそういったことから中外合資経営企業法の実施条例を作り、外資企業法の実施細則を作りました。中外合作経営企業法の実施細則を作るという形でありました。国家發展改革委員、当時は計画委員と言いました。そして経済貿易部と言っていた今の商務部が対応する部門としての規定というのを出したのです。この3つの企業法プラス国務院の行政関係の実施細則や各部門の規定などであわせて、中華人民共和国の言ってみれば外商投資法律制度ということが形成づけられたのでございます。

これ企業法という形です。ですから一般的な外商投資企業の中でよくある外商投資の参入に関する規定というのはここでは定められておりません。今回發展改革委員会と商務部がともに交付した外商投資の産業指南、そして産業目録というのがありまして、それに基づいていろいろ物事が規制されていたと、外商投資の産業政策という形であったわけです。そうしますと、外商投資の法律制度となりますと、これは外商投資の産業指南、目録及び外商投資の1件ごとの許認可という制度であります。一つ一つの外商投資の企業が設立されるという場合には全て政府の認可が必要でした。そのような制度が中国で定められていたわけです。

この制度には、1978年からの40年間で、最も重要な改正が2回ほどなされています。最初はWTOに中国が加盟したその前後して、2000年、そして2001年、2002年、あのころ、いわゆる三資企業法、さっき言った3つの企業法です。それに対する改正が加えられました。主な目的は、この3つの法律を中華人民共和国がWTO加盟のコミットメントに一致させる。そしてWTOの管轄下の貿易関係の関連規定とも一致させるということをしたわけです。それが最初の重要な見直しでありました。

しかし、真に積極的に、またドラマチックにドラマティカルに改正されたのは2003年のことでもございました。当時、中国の中央の決定、上海に上海の自由貿易試験区をつくるということが決

まりました。このような実験区をつくるために全人代常務委員会はその年の8月30日に国務院に権限を与えて、上海の10貿易区内に、つまり実験区という特別な区になりますけれども、そこで暫定的に外資三法の実施を停止するということを決めたわけであります。これは大変まれに見るやり方であります。一部の規定、三資法ですけれども、全人代が国務院に権限を与え、特別の区域でこれについては実施を暫定的に3年ほど停止するということです。それ以外にも、いわゆるその後私たちネガティブリストと言っていますけれども、そのような制度を取り入れたのです。外商投資のいわゆる参入に関するネガティブリスト制度がこうして実施されるに至ったわけです。現行の制度と照らしましてもこれは大変大きな改革となります。

その後、この制度ですが、上海と更に他の自由貿易実験区ができるようになり、現在あります海南の自由貿易ポートも含めて18あります。そしてネガティブ制度と並行して、それと同時に我々推進したのは商事登記制度というものであります。これを2016年から3年間実施しまして、全人代では常務委員会がこの三資法に関して更なる見直しを加えました。この3年間実験をした制度を新しい外商投資の3つの法律の中に落とし込んだわけです。これが3つの法律に落とし込まれた改革ということでありました。

実際に全国の範囲内でこのような制度、ネガティブリスト、そして届け出制というのが実施されるに至ったわけであります。事実上、2013年、つまり上海の自由貿易実験区の制度のトライアルが行われてから、当時の商務部は既に外国投資法の起草を始めています。

その後、間もなく国家発展改革委員会のほうでも同時に外商投資法草案を起草し始めました。つまり、2つ外商投資の関連する法律というのが起草されていきました。この2つの法律の草案が並行していましたが、2017年に大変大きな出来事がありました。それは何かといいますと、習近平国家主席がある中央の会議におきまして、その会議は何かといいますと、中央の財政経済関係の委員会の会議でしたけれども、大変明確に指摘したことがありました。それは外商に関する立法を急ぐべきだというふうに言ったのです。そして、みずからが司法部の人と会いました。これはもともと国務院の法制弁公室と合併した形になっていました。そして速やかに統一された外商投資法の起草作業というのが始まったわけです。もともとは発展改革委員会の草案、そして商務部の草案の2つの草案の良いところ、アドバンテージというか、そういったところを吸収しまして、新しい外商投資法の草案の起草が始まったのです。これを国務院に提出したと、そして国務院から全人代の常務委員会に提出するということがありました。中国の立法の歴史の中である法律が採択されるには2回の審議があります。法律委員会、常務委員会で審議がされ、そして全人代の常務委員会、あるいは全人代そのものが審査をして採択をするという形なのですけれども、今回の外商投資法を見ますと、全人代常務委員会が2回審議しています。そして連続して1カ月内にこの法律に関して審議を行っているのですね、1カ月間の間に2回行っています。

2018年12月、そして2019年、全人代の常務委員会で連続して審議がされ、そして今年の春に開かれた全人代と政治協商会議、年次会合ですけれども、に提出されました。そして今回はこのような審議が行われたのです。つまり、全人代常務委員会は同時にいろんな法律を採決し、採択、審議しなければいけない。これは外商投資法としましては、先に申し上げたような特別なルートがありまして、中国の指導層もこの法律を極めて重視しているということがわかります。

2013年から、既にこの新たに統一した外商投資法の起草が進められていた。しかし2017年以降、かなりスピーディーにこれが進みました。そして2019年3月に可決をしました。全人代の常務委員会にその草案が出てから、つまり1年間ほどの間です。1年余りですね。ちょうど中

米貿易戦争というのが起きた時期でもありますけれども、これだけ急いでやったのは貿易摩擦と関係があるのではないかという指摘がありますが、私は必ずしもそうではないと思います。この立法が急がれたというのは、やはり習近平総書記の2017年7月のスピーチと関係があります。中央の財政指導委員会の中でのスピーチと関連があると思います。明確に外商投資に関する立法を急げというような指示があった。そしてこれは基本的な法律でもあります。ここでよく見てとれると思いますが、なぜこの法律がその後外資の基本的な法律と言われるか、全人代が採択をしたか、なぜ多くの規定が実際に習近平主席のスピーチと関連があるのかということがわかってきます。つまり外資法律に関するいろんな規定というのを一つは整理する、まとめる、そして改革開放というような大原則とは一致しない条項とか法律は廃止し、見直す。外資企業は公司法、つまり会社法に基づいて経営をするということであり、つまり、外商投資法を見てみますと、エッセンスがわかります。外商投資法を対外開放の象徴とするということです。そして今の外商投資法というのは、特に企業の組織形態などについては言及されておりません。組織形態、あるいはガバナンスのストラクチャーについては外商投資法の中ではありませんでした。今までは外資三法というのはそのまま企業そのものについての規定でした。これらはいずれも習近平主席のスピーチと関連があります。つまり何故1年で草案から採択されるまで、というプロセスを経ることができたかといいますと、中国の対外開放のニーズがあり、中国の中央のトップが外商投資法によって対外開放を推進したい、それによって改革を深めたいという内部的なニーズとかかわりがあったのです。中米貿易戦争は、個人的な意見ですが、ある意味で外商投資法の採択、通過には触媒的な役割はあったと、促進はしたというふうに思いますけれども、実際は、先のような状況であります。

また次に、簡単に解説を試みたいと思います。外商投資法の主な内容についてです。

外商投資法の目的というのは極めて明確です。全人代の常務委員会の副主任の王晨さんですが、そこで立法説明をしましたけれども、高いレベルの投資自由化、そして円滑化の原則、政策のためということを行っています。よくその法律を読めばわかると思いますけれども、外商投資法には、まさに投資自由化、円滑化というような精神がいろいろなところに満ちています。そして、外商投資の促進をするメカニズムということも書かれています。そして、これまでの外商投資に関する法律の中に促進する制度がなかったというわけではありませんけれども、当時のものは、ある意味ではかなりばらばらであったということがあります。各地方政府が企業と同じように外商投資の競争をお互いに展開していたという側面がありました。この法律は、投資促進という面では一貫した調整がされた、そのような促進メカニズムが統一されています。

もう一つ、その立法の目的ですけれども、それは透明性のある安定した予見可能な公平な市場の環境をつくるということでもあります。これは外商投資法がなぜ中国政府として外商投資法で中国のビジネス環境を最適化しよう、改善したいというふうに言っているか、そのゆえんはここから見とれます。中国のビジネス環境を改善する責任があるというのが中国の考え方です。ですから、このような目的のもとで立法を行いました。そして枠組みとしましては大変簡潔です。6章から成ります総則、これはどの法律も同じです。主に幾つかの原則があり、準拠法の適用範囲だと。そして、更には外商投資の促進、もう一つは外商投資の保護、第4が外商投資の管理、そして第5が法律責任、法的な責任です。もし外商投資法の関連規定に違反したらどのような責任を負わなければいけないか、そして附則であります。そして外商投資法のイシューなどについて説明がなされています。その核心となりますのは外商投資の促進、そしてその保護と管理ということになります。

次に、その革新的な内容、核となる内容です。その核となる内容ですが、外商投資の参入前の内

国民待遇及びネガティブリストの管理制度であります。

ここで特に説明を加えておきたいところがあります。何を以て参入前の内国民待遇というのか、理論的には、この法律が採択される前には、投資企業は中国では参入後法律的に内国民待遇を享受できるだけでした。それまではそういったことはなかったわけですが、今の法律では参入前の内国民待遇というのを外商投資家に付与すると、与えると。そして、中国に参入することができ、中国のどういった分野に入ることができるのか、そういった点で中国国内の投資企業と同じような待遇というか処遇が与えられるというものであります。これは参入前だけでなく全面的な内国民待遇ということでもありますので、この言葉を使っております。ですから、参入前ということで参入後はどうかという疑念があるかもしれませんが、言葉はそういうのがたまたま使われていると。またネガティブリストであります、内国民待遇の原則の中での例外規定ということになります。政府は一部の業種に関してはこのネガティブリストに入れています。それ以外のリストに入っていないものについては、投資企業としては内国民待遇を享受できます。そして逆に、このリストに入っている業種になりますと、外国の投資企業は禁止されるか、あるいは一定の条件下で参入できるということになってしまいます。ですから、要するに内国民待遇とそのネガティブリストというのは原則対例外の関係というふうになるわけです。

では、その主な内容についてであります、外商投資法には三大部分というのがあります。1つは投資家、投資企業ですね。外商投資企業に対して権限とか権利について規定をしています。これは大量な内容があります。外商投資法の多くの規定というのはこちらに属します。

2つ目の部分というのは、それと密な関係がありますが、政府に義務を定めるという、そういう規定です。それと同時に、政府がその権利を行使する上での境界線を定めています。そして義務に違反したときの法的責任です。今日は、外商投資法の中でいかにして投資家と企業に権利や、そういったものを定めているか、そして政府に義務を定めているのかということについてお話しします。つまりこれが主な内容となるわけであり、

この外商投資でありますけれども、この権利を定めるということに関しては、このような条項があります。

第4条、外商投資企業は内国民待遇を享受できることを定め、参入前の内国民待遇にネガティブリストというのは、外商投資法制度の最も重要な転換と見てよいです。これまで国内法について言えば、世界のほとんどの国は国内法において直接に外国投資家に全面的な国民待遇、参入前の内国民待遇を規定する国は少ないです。アメリカでさえ参入前の内国民待遇プラスネガティブリストというのは、他の国との投資協定の中にあらわれています。中国は国内法の中で既にこれを決めました。

第9条、外商投資企業には、国が企業の発展を支援する各政策が法により平等に適用されます。外商投資企業は、国内企業、とりわけ国有企業の共有できる特別な待遇、例えば政府のサポート政策、新エネルギー車の優遇政策などについて不満を抱いていました。この状況について、この法律は、外商投資企業が国内の企業と同じように国家の企業発展を支援する各政策を平等に享受できるということを法によって決めています。

第14条、外国投資家、外商投資企業は、法律法規に基づき、国务院の規定に基づき優遇待遇を享受することができます。まず、外国投資家、外商投資企業は、これまで既に一部の優遇待遇を受けていました。優遇待遇をいきなりなくすことはできません。既得権益の問題です。そのために外商投資企業は引き続きこの優遇待遇を享受することができる。この優遇待遇は法

律、行政法規、あるいは国民の規定により規定されたものでなければなりません。例えば、外商投資奨励産業目録の一部の内容、この産業に投資すれば一部の優遇待遇を受けられるということです。特別な経済区、自由貿易区、自由貿易試験区、保税区において、この分野、この特区の中で優遇待遇がある場合、外商企業も享受できるということです。つまり、優遇待遇には変わりはないということです。

第17条、外商投資企業の融資、資金調達についての規定です。中小の外商投資企業は発展、経営の中で融資が難しいという問題に直面しています。資金調達を行うのは難しいということです。そのため外商投資企業は株式、社債を公開発行することができる、このような形で資金調達を行うことができるとしました。中国国内のみならず海外でも起債することができます。起債した場合、外債として扱うことができます。つまり、融資が難しいという問題を解消することができます。とても重要な点です。もし、ある地方政府が一部の企業を上場させる場合、同等な状況のもと、同様に外商投資企業の上場による資金調達の問題を考える必要があります。

第21条、外国投資家の中国国内における投資、その他の所得の送金の自由に関する問題です。あらゆる出資、利益、資本、収益、資産の処分所得、知的財産権の使用許諾料、あるいは法により獲得した補償、賠償、あるいは撤退時の清算所得など、いずれも海外に送金することができます。あるいは海外から送金を受け取ることができます。外貨管理条例があります。この条例では、外商投資、例えば外国為替管理条例の中に衝突、抵触がある場合、この規定は外貨管理条例より優越することになります。全人代によって採択された基本法ですので。ここでは、非常に間違いなく自由に送金を受け取り、送金を行うことができる、政府は制限することができる。また、自由に換金、両替することができますとしています。

26条は特別な規定です。どの企業も個人も、政府の行為により損害を被った場合、行政不服審査、あるいは行政訴訟を提起することができます。この規定は行政不服審査、行政訴訟のほかに新たな救済方法を提供しました。つまり外商投資企業通報業務メカニズム、このメカニズムは中国の国情に合致しています。中国政府は、一部のこの活動において重要な役割を果たしています。時には行政不服審査機関が果たせないような役割も果たせます。例えば、外商投資企業はある行政機関による困らせ、嫌がらせ、あるいはコンプライアンス違反の行為に遭遇した場合、行政訴訟、あるいは行政不服審査を通じて、更に通報業務メカニズムを通じて、コストが低い中でも非常に利便性の高い状況の中で問題を解決することができます。更に、このようなメカニズムがあっても行政再審査、あるいは行政訴訟を提起する権利に影響を与えません。

次は、この法律における投資家の義務についての規定を見てみます。義務の規定は相対的に抽象的な内容となっています。権利の規定は非常に具体的になっています。例えば、第6条、中国国内において投資活動を行う外国投資家、外国投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならない。非常に抽象的な規定です。

28条、外商投資参入ネガティブリストの定める投資禁止分野について、投資してはならないとしています。つまり、ネガティブリストの意味を紹介しています。これは義務的な規定というよりは、ネガティブリストについての説明といったほうが正確です。

3つ目、外国投資家は、法により許可を取得する必要のある業界、分野において投資を行う場合、法により関連の許認可の的行わなければならないとしています。どの国内企業も同じ問題に直面しています。いずれもその許認可、手続をとる必要があります。とても抽象的な規定です。一般的な義務の規定です。この法律は3つの方面について投資家に対して主要な義務を設けています。

1つ目は、独占禁止についての審査の義務です。M&Aのとき、このような審査を受ける必要があります。これまでの法律にはありませんでした。ここでは明確に外商投資企業はM&Aを行うとき、国内企業合併、買収、あるいはその他の形で経営集中に参画する場合審査を受けなければなりません。これまでもこのような制度がありました。しかし、法律のレベルから規定していませんでした。これまで商務部の1部門の規定に基づき簡単に定められているだけでした。今、法律のレベルに外商投資企業のこのM&Aのときの義務を定めました。この次の義務として、外商投資企業、外国投資家は、企業登記システム、企業信用情報開示システムを通じて情報を提出しなければなりません。政府は、投資家の情報、投資企業の情報を知るには、バランスを図るため外商投資企業に対し投資情報の報告を義務づけています。

34条は、このような義務について制限を設けました。政府は必要なとき初めて外商企業に対し情報の提出を求めることができます。政府はもし情報共有の形でこの情報を取得できれば、情報の提出を求めなくてもよいとしました。今、外商投資法実施条例の中で、時間、情報提出の頻度などについて制限を設けました。つまり、外商投資企業に対し義務を設けると同時に、この義務に対して制限条件を設けました。投資家に義務を定めました。安全審査の義務です。外商投資の安全審査の条例は今起草中です。通常主としてM&Aに対して初めて安全な上での審査を行います。個々の安全保障を脅かす場合、政府は審査を行う権限があります。M&Aにかかわる外商投資企業は審査を受ける義務があるというのは具体的な義務となっています。

次は、外商投資法は政府の義務を規定しました。政府に今までにない義務を定めました。

例えば第3条、外資のために「公平な競争」の市場環境を提供する義務。政府は確かに道德上の義務を担っています。しかし、本当に法律に落とし込む義務としてこの法律は初めて政府のこのような義務を定めました。公平な競争、市場環境を提供する義務が定められたのはこれが初めてです。

第5条、国は、法により外国投資家の中国国内における投資、収益及びその他の適法な権益を保護する。憲法18条の内容を再び強調しました。

10条はとても重要です。中国の立法部門、中国の法制定部門、外商投資に関する法律、法規、規則を制定するとき、外商投資企業に対してこのようなチャンスを提供し、意見を提出する機会を提供する。つまり、外商企業も中国の外商企業にかかわる立法に参加する権限があるということを決めています。立法の形で権益を守るとのこととなっています。

11条は、国は、外商投資サービス体系を構築し健全化し、これまでもそういったシステム、体系がありますが、しかし、今はもっと明確にこのようなサービス体系を構築し、内的に統一した一致したサービスの体系でなければならないとしています。このようなサービス体系について本当の役割を果たさせるため、法律で決めています。

15条、国は、外商投資企業が標準制定業務に法により平等に参加することを保障し、標準の制定に係る情報公開及び社会による監督を強化するとしました。標準というのは市場参入のハードルでもあります。法律では外商投資企業も平等に標準制定業務に参加できるとしています。つまり、外商企業の利益を守る上で非常に有益なものとなっています。

16条、外商投資企業が政府調達に参加することについて規定しています。政府調達は貿易量に占める割合が非常に大きいです。中国はある意味でもっと大きいです。中国政府は経済に参画する割合がもっと大きいということが言えます。この角度から見ますと、外商投資企業が政府調達に参加できることは利益を保障することになります。言うまでもありません。

19条、政府の手続の簡素化、事務効率の向上についての義務です。政府の法的な義務として定

められています。これまでになかったことです。

20条、外商投資企業、外国投資家にとって極めて重要です。国は、外商投資企業の投資に対して収用を行ってはならないとしています。収用を行う場合の条件も設けられています。この条件は明確に定めています。第一に、このような収用は公的利益からでなければなりません。商業的な利益であってはなりません。全人代常務委員会の法律の規定に基づくものでなければなりません。國務院の行政法規でさえ収用を決めることはできません。補償を与えるということも定められています。いち早く公平、合理的な補償を行うこと、こうした条件を満たした上で収用を行うことが初めてできます。一般的な状況では収用を行ってはならないとしています。

22条、国家は、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の保護の規定は、通常知的財産権に関する法律にあらわれています。今回、外商投資法の中に再び知的財産権の保護を強調しました。つまり、一定の程度で中米貿易戦争におけるアメリカの要求に応えた問題です。しかし一方、中国政府が知的財産権を保護する決意をあらわしています。権利侵害行為について厳格に法により法的責任を追及すると定めています。最近、起草中の外商投資法実施条例において明確に懲罰的な賠償制度を実施するとしています。知的財産権の侵害について懲罰的な賠償制度を実施するとしています。

22条には、非常に明確に技術移転の強制を行うことはできないとしています。行政機関、その職員は職責履行の過程で知り得たこういった商業秘密について秘密保持をしなければならないなどと規定しています。非常に責任を明確にしています。

23条、今までになかった規定です。政府は秘密保持の義務があると規定しています。政府は行政管理の権利を行使するとき情報を得る可能性があります。外商投資企業の情報を得た場合、この情報について秘密保持の義務がある、漏えいしてはならない、もし秘密漏えいした場合、特に商業価値のある秘密を漏えいした場合、この価値が十分に大きい場合、情状が十分に重い場合、刑事責任を認めます。これは今までにない政府に義務づける内容となっています。非常に明確になっています。投資家の権利、政府の義務について、この法律は非常に真剣に、具体的に決めています。投資家の義務について33条、34条、35条のほか、他は一般的な義務となっています。法律の義務を守るなど一般的な表現にとどまっています。少しアンバランスな部分もあります。しかし、ある意味ではこの法律の特徴をあらわしています。つまり、外商投資企業の利益を守る角度に立っています。法律のいわゆる外商投資促進、保護の性格、そのミッションを十分に示したものです。管理の目的から若干の規定も定めています。例えば、外商投資企業に対し情報報告を義務づけました。投資情報を報告する義務を定めました。外商投資企業は国家の安全審査を受ける義務があるとしました。また外商投資企業はこのM&Aにおいて経営が集中する問題にかかわる場合、独占禁止に関する審査も受ける義務があるとしました。政府の管理上の権限でもあります。

政府の義務は他にもたくさんあります。時間の関係で一つ一つ展開することはできませんが、簡単にまとめます。

一つは、地方政府が既に外商投資企業に対し約束をした場合、政策のコミットメントをした場合、これを履行しなければならない。これはこれまで一部の地方政府の外資導入の際に軽々しく約束をし、しかし実際は履行しなかったということがあり、このような規定をしました。政府の約束は必ず言行一致を求めます。政府は約束する際にもっと慎重に行うことを求めました。政府は外商投資企業と締結した契約について履行しなければならないとしています。政府はこのような約束、契約を決して変更してはならないということではありませんが、変更する場合、25条の法的な権限及び

手続に従って実施し、かつ外資がこれにより受けた損失について補償しなければならないとしています。この条項は収用の条項と非常に合致しています。

時間の関係上45分を超えています。もう少しお時間ありますでしょうか。

あと5分与えられてうれしいです。外商投資法は政府の権力の行使についても制限を設けました。外商投資を管理するのは政府の権限ではありますが。しかし、政府の権限の行使に対し制限を設けました。収用についても制限をしました。外商投資情報報告についても規制をしています。例えば、外商投資情報報告の内容及び範囲は、確実な必要性の原則に従って行う、つまり任意に情報報告を求めてはならないのです。確実に必要性があるときしか求めることができません。更に情報共有ができる場合、再びこのために情報報告を求めることはできません。外商投資企業の情報報告について2つのルートを定めています。1つは、企業の登記制度に基づき報告を行うこと、もう一つは、企業の信用制度を利用して報告を求めます。既存の制度を利用し、これ以上企業の負担をかけないということです。政府が日常的に外資に対して管理をするあり方を規定しました。この法律で革新的な内容は、投資の促進であり、投資の保護です。時間の関係でこれ以上申し上げることはありません。

この法律の影響についてお話をします。

この外商投資法の採択と実施は、必ず外商投資のビジネス環境を改善することになります。統一した参入、促進、保護、管理を規定することで外商投資に対し力強い保護を提供し、よいビジネス環境を提供します。参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルからあらわれています。外商投資法はさまざまな権利を定めています。主として、外商投資法は政府に対し義務を定めました。外商投資法は過去40年間にわたる改革開放についての総括となっています。同時に新たな外商投資の法治の進路の開始を示したものです。外商投資法は事実上、外商投資の基礎的な法律として将来内資、外資を統合する立法の可能性を残しました。今内資の投資法はありません。将来、内資投資法を制定するとき、この外商投資法をもとに、この2つの法を統合させて立法することを可能にしました、長期的な歴史的な使命を担っています。このような意義があります。時間の関係でここまでとさせていただきます。不適切な部分ご指摘ください。

(平野) 孔先生、大変ありがとうございました。

短い時間で包括的、それからポイントをわかりやすく説明していただきまして、資料自体は大分飛ばされてはおりましたが、実際はほとんど内容的にはカバーしていただいていると思います。大変貴重なお話ありがとうございました。

それでは、まず私のほうからコメントと質問をさせていただきまして、その後、住田先生にも主に実務的な面からコメントと質問をお願いしたいと思います。

最後に、フロアのほうに少し質問の時間をとらせていただきたいと思います。

私のスライドに書いてあります質問、それから住田先生の後で出てきますスライドについては、質問事項は既に孔先生にお渡ししてありますので、質問は読み上げません。都度先生からお答えをいただくようにしたいと思います。

最初に、スライドの1.1ですけれども、一言で言いますと、この外商投資法の制定というのは外資系企業に組織法としての会社法というものが本格的に適用されることになるということを含めまして、ある意味普通の制度になったということが言えるかと思います。その一方で、先生からもありましたように、ほかの例えばアジアの新興国の外商投資法令には余り見られないような、投資の円



滑化であるとか、あるいは促進・保護であるとか、政府の義務であるとか、そういった体系的な規定も設けられておまして、これは一つのモデルとして評価されるべき内容になっているというふうに考えています。

外資法体系の柱は2つに集約できるというふうに思うのですが、まず先生もおっしゃっていた参入前の内国民待遇ですね。参入が許される範囲・条件、投資奨励策・投資保護、投資規制、投資管理の4つがあるわけですが、スライドの左側の参入前内国民待遇、これはどこまで外資の参入及び撤退を認めるかということですね。それから右側の参入後の待遇、これをどういうふうに決めるかということがあります。いずれも内国民待遇ですが、これらが原則とされるかどうかということが当然外国投資家にとっての第一の関心事であるわけです。これは、その国の政府の利益であるとか態度、イデオロギーとか、あるいは国内の利害関係者、例えば労働組合であるとか、事業者団体であるとか、それから外圧ですね、外部的なプレッシャー、例えばIMFのような国際機関、そういったものによって影響されます。その中でやはり直接投資を促進しようというホスト国であれば、できるだけそれは国際的なスタンダードに近づけたいというふうな発想になるはずで、まさに新しいこの法律は、このような方向性での努力が大いになされているということがうかがえるわけです。

スライド1.2にいきまして、外国投資家にとっては、投資後というのが圧倒的にその立場が弱くなります。このため、政治、政策の安定性であるとか、あるいは投資家との約束というものが守られることが重要なわけですが、外資法というのは、このホスト国と投資家の間のある意味具体的な約束事を決めているというものですので、できるだけ透明性、これは先生もおっしゃっていましたが、予見可能性であるとか、あるいは定量的なリスクが読めるとかいったことが求められるわけです。従って、外商投資法というのはホスト国の外資政策を体現する最も上位の公的文書であるべきでしょうし、権威があるべきものだというふうに考えるわけで、まさにこの法律というのは全人代がつくられたもので、そういった権威があるものであるというふうに理解しています。

ただ、外国投資法に詳しいことをたくさん書くというわけにはなかなかいきません。基本的、概括的なものにならざるを得ないわけです。下部法令であるとか、今実施条例がちょうどパブコメに係っておりますけれども、そういったものであるとか、あるいはガイドラインとかマニュアルですね、それによって補足される必要があります。外商投資法そのものの方向性というのは非常に評価すべきなのですが、全体として評価するにおいては、今後、個別の項目、イシューについて、どれぐらいその下部法令であるとかガイドラインで整備されていくかというところがポイントになるかと思えます。

特に、中国は地理的にも大きいですし、先生のご指摘もありましたとおり、地方政府の自立性が非常に強いという国ですので、中央の外資政策を正確に浸透させるためにはそういった下部法令等がきちんとつくられ、それが地方においてきちんと運用される、ということが重要になります。恐らく外資系企業に関する下部法令を含めて1,000件とは言いませんが、相当な量のものが今までつくられておりますので、これをまとめていくという作業になるのかなと思っておりまして、これはちょっとなかなか大変な作業にはなると思えますけれども、今後、優先順位を付けて逐次進められるということになると思えます。

関連して、全体的な質問の1から3というのを書いているのですが、これ次のスライド、4ページにいけますが、これは後で先生のお答えになられる範囲で答えをいただければと思います。

次に、個別の点についてのコメント、それからご質問ですが、2.1スライド、ページ5にい

きまして、まず外商投資の定義についての、2条でございますね。大前提としては、中国というのは外国投資というのは原則自由ではないといいますが、憲法の規定、18条1項、法により認められている形態以外の形態による外国投資は認められないというのが原則ですので、外国投資の定義が何であるかというのは当然重要になるわけです。

そこで、コメントといいますが、ご質問として、次のスライド6ページに書きましたように、間接投資の意味ということですね。これは実施条例の草案に対するコメントの中でもこういう質問が出ていたと思うのですが、間接投資というのはどういう形態のものが想定されているのでしょうか。

例えば、証券投資のようなものはどういう扱いになるのでしょうか。

それから、2条2項3号に、中国国境内における新建項目（プロジェクト）というものも外商投資の形として一つ挙げられておりますけれども、これはどういうものを想定しているのでしょうか。どうも再投資による会社設立とか買収といったものを想定していないようですので、ではどんなものか。例えばプロジェクトファイナンスのようなものなのか、それを確認させていただきたいと思います。

それから、4条についてなんですけれども、これは、スライドは7ページですね。投資後の内国民待遇についてということをお聞きしたいのですが、内国民待遇というのは、先ほど申し上げましたように投資前のもの、これは先生もおっしゃっていましたが、参入に関するところですね。これとは別に、投資の後に内資企業に比べて同等もしくはそれ以上の待遇を得られるかという、そういう投資後のものがございまして。この新しい外商投資法では、後者の投資後の待遇というものについて、先ほど言及ありました2015年の草案に比べますと包括的な規定というものが抜けているように見えます。

例えば、第2章の投資促進の最初の条文である9条ですけれども、これは外商投資企業が平等に市場競争に参加することを保障するという趣旨ですし、15条から16条、17条、このあたりは具体的な内容ということなんですけれども、どうも限定列挙になっているといいますが、原則と例外が入れ替わっているような印象を受けます。できることのみ、実際に付与される待遇が個別に限定列挙されているようにも読めますので、これはどう理解したらいいのかということをお伺いしております。

次に質問の7、8あたりですけれども、海外送金の自由ということに関して、一つの例としてお伺いしたいわけなんですけれども、中国の外貨規制も原則自由化ということが行われております。先ほど、これはスクリプトにございませぬけれども、さっき孔先生がおっしゃったことで、外国為替に関する規制は条例の問題であるというポイントですね。条例よりもその上位にある外国投資法で自由であるというふうに規定を置いた場合、これは条例の規定にかかわらず自由に外国企業は海外送金できるという、そういう意味になると理解してよいのかをお伺いしたいと思います。

ここで実は気になる文言が入ってまして、21条ですが、「法により送金できる」と書いてあります。この「法により」という意味ですね。読み方によってはいつでも法律をつくれれば自由を制限できるというふうに読めなくもないので、この「法により」という留保文言の意味を少し伺いたいというふうに思っております。

次にスライド2.3にまいりまして、9ページですけれども、不収用の原則についてということですね。収用、国有化等の問題です。私が前に勤めておりました企業、総合商社ですが、そこでは私の知る限り30年間で少なくとも3つぐらい実質的な収用というのを経験しております、実際に起きないわけではないということですね。どこの国で起きたかというのは申し上げられませぬけれども、

皆さんも国名をお聞きになればさもありなんとお考えになるような、そういう国で実際に起きております。当然西側先進国ではございません。ちなみに中国でもございません。この収用というのは非常に厳しいものでありまして、適切な補償がない限り、外国投資家の期待というのは完全に破壊されるという、深刻な財産権の侵害行為であるわけです。本法の原則として収用を実行しないと明文化されているわけですが、一方で、特殊な状況のもとで、公共利益のために必要な場合は、法律の規定に基づいて、法定手続により公平かつ合理的な補償をすることによって収用が可能であると規定されています。

ここで質問9ですが、法律の規定に基づいてという、この法律とは具体的には何かということ、それから収用に対する司法的な救済ですね、収用が行われた場合に、外国投資家に例えば本法の26条に基づいて行政訴訟を提起できるような救済の道があるのかお伺いしたいと思います。

加えて、補償の基準の具体的な算定式がもしあるようであればお伺いしたいと思います。というのは、この補償の基準というものの原則としては、十分、迅速、実効的かつ不当に遅延することがなくという、そういった基準が国際的には固まっております。例えば、この実効的ということの意味は、公正市場価格に基づき、兌換可能な通貨によってという、そういう意味になるわけです。ですから、例えば会社そのものを収用する場合、これは例えばDCF法によるのか簿価によるのかとか、あるいは実例があるのならばどうなのか、また土地使用権の収用についてはどういった補償基準になるのかなど、このあたり、まだまだ外商投資法の段階では詳細は決まっていないのだと思うのですけれども、先生にお伺いしたい点です。

それから、次の34条、スライドですと3.1、11ページにいきまして、外商投資情報報告制度についてです。これも先生からご説明がありましたが、関心としては、外資法であるとか、投資上の条件の遵守状況であるとか、そういったものをモニタリングするという目的のための必要な範囲で、本来最小限であるのが望ましいというふうに思います。これは2015年の草案のときに相当詳細な条文がつけられておりまして、そのような主旨のパブコメの意見などでも出ておりました。外資系企業というのは一般に閉鎖会社ですので、あまり情報の公開というのは望まないということもあるでしょうし、実際に投資家側の国の法律で、そこまでは情報がとれないということもあるかもしれないので、やはりこれは内外無差別を原則に、現実的なもので決めていただく必要があるのではないかと考えています。そこで、質問としては、情報報告制度の内容の詳細はどうなるか。また、確実に必要な場合だけということにはなっているのですが、その確実に必要の原則というのは一体どういうものかということをお伺いしたいと思います。もし決まっているようでしたら教えてください。

それから、次のスライド3.2ですが、これは外商投資安全審査制度というものについてです。この制度は、実はその概念が非常に不明確でありまして、国家安全保障という外縁はどこまでか、範囲はどこまでかというのは往々にして不明確です。審査機関側はむしろそれを自己判断するというような基本的には枠組みになっている制度でありますので、最悪の場合は投資の自由化、参入前の内国民待遇というものを骨抜きにしてしまうという可能性があります。保護主義的な運用がされないかという懸念がないわけではないということになります。そこで、一般的には発動基準であるとか、手続の明確化というものが重要だというふうに指摘されております。

また、外国投資家がこの申請が必要かどうかをみずから判断できるような、できるだけ明確なルールにさせていただくことが望ましいと考えられます。最近、日本でも外為法の改正でこのところがちょっとした議論になりまして、審査対象のスレッシュホールドを10%から1%に下げる

という改正ですけれども、証券投資であるようなものも入るのではないかという批判もありまして、その発動要件をかなり明確にするということが行われたわけです。中国の場合も同じようなことが必要かなというふうに考えるわけでありまして、質問のこれが15と16になりますが、制度の概要をもう少しわかれば教えていただきたいと思います。

あと、これは政府の判断が最終決定になるという条文になっております。つまり、自分で判断してそこで終わりにする、手続含めコンプレイントは一切許さないという、そういう仕組みになっていますが、これは非常に珍しい制度だと思います。司法的な救済という道はないのですかということがご質問になります。

最後に、会社法の近代化についてというページ4.1のスライドにあるのですが、これはちょっと先生のご専門ではないところかなと思いますので、割愛させていただきます。

私からは以上です。先生からこの質問に対して時間の許す限りでお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

引き続き、住田先生から質問ということでよろしいでしょうか。

(住田) 弁護士の住田でございます。

私、平素中国関係の案件を主に取り扱っております、日本企業の顧客の側に立って、平素仕事をしている立場から、今回の外商投資法という非常に注目度が高いわけですけれども、実務的な観点から孔先生にコメント、ご質問させていただきたいと思っております。

まず、私のレジュメですけれども、最初に実務上の関心ということで7点ほど挙げておりまして、これ外商投資法を読んだ段階での実務的な率直な関心と懸念というところもあるわけですけれども、孔先生のお話、外商投資法が投資の促進保護を主眼とする法律であるというお話をいただきまして、大変方向性として喜ばしい内容になっていると思います。ただ、いかんせん今のところまだ条文数も少ないというところで、ちょっと懸念というか、いろんな質問が出てくるわけでありまして。

1つ目の質問として、最初の1ページ目のところを読みますけれども、外商投資企業が設立ということで届出主義になったと、要するにネガティブリストが採用されて、ネガティブリストに該当するものでなければ原則としては内国民待遇と、中国の国内の会社を設立するのと基本的に同じような手続でやるということですが、実際どうなのかというところでもあります。

2番目は、安全審査が実際どのように判断すればよいかというところで、3番目としては報告制度というのがございますけれども、どれほど日系企業にとっての負担になるのかというところは心配というところでもあります。

4番目としては、知的財産権の保護ということがこの外商投資法で高らかにうたわれていて非常に心強いところですが、実際にどうなのかというところは懸念として残るところです。5番目として、政府調達について外商平等に扱うということがかなり明確に述べられているところですが、実際は非常にそうであれば日系企業にとってビッグチャンスということになります。実のところ国有企業が実際のところ受注していることが多いというのが現状でありまして、現状これがどういうふうになるのかというところは関心事項でもあります。

6番目として、孔先生からのご紹介ありましたように、政府や職員から不当な扱いを受けたときにはクレームを出す制度というのが構築されるというふうに法律に書いてあるわけですが、実際なかなか日系企業の立場として、そうは言ってもなかなかクレームが出しにくいという状況もありますので、そのあたり何らかの手当てがあるのかといったこと。

7 番目ですけれども、この外商投資法によって、いわゆる外資三法という今までの合弁会社とか  
独資会社等を規律していた法律が廃止されるということで、猶予期間である5年以内に会社法に基  
づく組織変更が要求されているわけですが、その点について実務的にはどうすればいいのか  
というところがあります。

ということで、私のコメントとしては、以下個別のところについて現状の法令がどうなっている  
のかということも踏まえて、振り返りながら先生にご質問という形でさせていただきたいと思っ  
ております。

ちなみに、私からのご質問については、レジュメの最後のところで、17ページ、18ページのとこ  
ろでまとめて書いてございますので、このあたりちょっと時間の関係で場合によっては割愛いたし  
ますけれども、とりあえずレジュメの2ページ目から、現行法などをベースに現状について振り返  
ってみたいというふうに思っております。

1つ目の関心事にまいますけれども、届出制というのはどうなのかということがございます。  
先生からもご紹介がありましたように、ネガティブリスト制が導入されたということで、ネガティ  
ブリストに入っていない業界や企業については基本的に参入における内国民待遇ということが高ら  
かに述べられているということになります。ここでこういう制度ということで、つまりネガティブ  
リストに該当しない外商投資企業の設立に関しては内資企業と同等の簡易な手続を期待したいとい  
うことになるわけですが、実際のところ、それが保障されているのかということからは、日本企業か  
らすれば大変関心が高いところでもあります。

3 ページですけれども、これまでの経緯というところをご紹介したいと思います。

日本企業などが中国において会社をつくるという場合には、これまで主に2系統の事前審査とい  
うのがございました。1つは外商投資プロジェクトの審査確認、いわゆる核準という制度でありま  
して、これは発展改革部門が担当する手続であります。もう一つが外商投資企業設立の審査認可、  
審批という手続でありまして、これは商務部門が担当する手続になります。これにこういった事前  
審査を行った上で、最後設立登記という形で会社ができるということになっていたわけです。それ  
が先生のご紹介にもございましたように2013年に上海で自由貿易試験区ができたあたりから自  
由貿易試験区内では事前審査を停止するということになりまして、試験的に事後審査でもって会社  
の設立を認めるという取り扱いがなされた。それが2014年に発展改革部門の外商投資プロジ  
ェクト手続、先ほど申した核準手続がネガティブリスト制度に移行いたしまして、基本的にネガテ  
ィブリストに該当しなければ届出制になったという変更がございました。

次に、2016年に商務部門の審査認可手続、審批手続が原則届出制に変更されました。そうい  
う意味で今回の外商投資法におけるこのネガティブリスト制度というのは、これまで2016年以  
降変わってきた事前審査の廃止、事前審査から事後手続への変更について法律レベルで確認された  
というものになります。

4 ページ目ですけれども、現状どのようになっているかということですが、まず商務部門の届出  
手続ですけれども、これについては外商投資企業の設立及び変更届出管理暫行弁法という法規が2  
016年にでき、現行法では2018年が最新ですけれども、これによれば設立登記のときに必要  
な情報も一括でオンラインで届け出ることができるということで非常に便利になっているというの  
が現状であります。

一方、発展改革部門のほうの外商投資プロジェクトの届出ですけれども、こちらについてはまた  
別途手続を行うことが必要ということに一応理論上はなっていて、この基本法がここに述べている

この外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法という2014年の弁法なわけです。ここで気になるのは、この弁法の第20条に、届出を認めない場合というのがございまして、届出を認めない場合には理由を説明しなければならないのですけれども、認めない場合があるというところで、実際認めないという裁量が残されているように読める規定になっているというのが現状と認識しております。もちろん実務的には事実上それを認めないことはないということなのかもしれませんが、現状このような規定になっているというところは気になるところであります。

ということで、かつ今回の外商投資法第29条によれば、外商投資に当たり投資プロジェクトの審査確認、届出手続をする場合には実施するというところで、外商投資法の施行後においてもこの外商投資の投資プロジェクトの届出手続というのは残存するということが前提となっている規定というふうに理解いたしますので、この外商投資プロジェクトの届出手続というのが実際どのように運用されるのか。これがこの外商投資法の施行によって、より簡便な方向に、より内国民待遇が保障される形で変更されるのかといったところ、もし先生がおわかりになればお答えいただきたいと思っております。

2番目ですけれども、レジュメでいう5ページですけれども、安全審査についてでございます。安全審査については先生もご説明もございましたし、先ほど平野先生からもご指摘もあったところでございますので、ちょっと重複するのですけれども、現行規定がどうなっているかというところを改めて確認いたしたいと思っております。

まず、全国規定として、外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度に関する国务院弁公庁の通知という規定などがございまして、もう一個商務部の通知もありますけれども、現状の安全審査規定というのは、全国版でいえば外国企業の買収の場合に限った制度になっております。対象となる事業についても軍事関連の企業ですとか、国の安全に係る重要農産物、重要エネルギー、資源、重要インフラ、重要運送サービス、基幹技術等々と明確に列挙されておまして、割と判断しやすくなっております。一方、自由貿易試験区はまた別の弁法を持っておまして、こちらでも対象となる事業は同じなのですが、こちらでは買収に限らず、新規プロジェクトや企業設立、契約支配などの幅広い外商投資を含む形になっております。

ということで、そういった規定があるのが現状であり、これが今回の外商投資法では6ページになりますけれども、今のところまだ「国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼす虞のある外商投資に対し安全審査を実施する」という簡潔な形で規定があるのみでございまして、これがどのような形で運用されるのかと。これまで買収するときだけ検討すればよかったその安全審査が、例えば会社を作るときとか、そういった段階においても検討しなければならないと。かつ、その対象事業についても、現行法のような限定されたものがそのまま維持されるのか、あるいは、より広げられるのかといったところが今のところまだ不確かでございます。企業設立などなどの外商投資の各場面において投資家側が判断しなければならないのかというところが若干懸念されるようになります。

次に、7ページ目の報告制度でございますが、これも先ほど来ご説明のあったところで重複して恐縮ですけれども、報告制度については日本企業側として非常に心配しているところでして、その背景としては先ほど孔先生のご説明にも出てきた2015年の外国投資法草案では非常に詳細な情報報告制度を規定しており、これが外商投資法ではどのようになるのか、ということはかなり不安を持って見守っていたわけですが、この点が、今回の外商投資法によれば非常に簡潔な形で規定しているということで、逆に、まだ中身はよくわからないので不安が残ったままということになります。

そこで、質問としては、内資企業と比べてどうなのか。内資企業と異なって外資企業ならではの非常に詳細な報告が求められてしまうのかという点と、内容が一般公開、報告した内容がどこまで公開されてしまうのかというところをお伺いしたいと思います。

次に、8ページ目ですけれども、知的財産権の保護という非常にこの点については外商投資法で保護という方向性が打ち出されて、望ましい方向であるというふうに考えているわけですが、実際にどこまでどういうことになるのかというところに関心があります。

まず、今回の外商投資法の規定によれば、第1項がどちらかという第三者からの知的財産権侵害からの保護についてうたわれておまして、第2項では、行政機関や職員による技術譲渡の強制からの保護という構成になっています。これに関して最近の法制の傾向がどうなっているのかということについては孔先生からもいろいろご説明もありましたが、知的財産権侵害の懲罰的賠償について、これは草案段階の外商投資法の実施条例でも懲罰的賠償について規定されています。現行法においても、ことしの11月1日、つい最近に商標法が改正されておりまして、その商標法において従前の3倍以下という懲罰的賠償が5倍以下に引き上げられたというのが最近の動向の一つとしてあります。

もう一つ、いわゆる日本でいう特許法に相当する専利法、これまた今起草中なのですが、これについて5倍以下の懲罰的賠償の規定を新設するという法改正が今検討されています。

さらに2番目ですけれども、冒認商標の申請行為の規制についてです。11月1日に施行されたばかりの改正商標法によれば、使用を目的としない悪意の商標登録などが禁止されることが明記をされ、さらに(2)のところですが、商標登録申請行為の規範化に係る若干の規定という法規が来月1日から施行されますが、これでかなり冒認商標の禁止がより明確化されているということで、このように最近の中国の実際の立法、法規定の傾向によれば、この外商投資法が標榜するところの知的財産権の保護というのが具体的な規定レベルでも少しずつ構築されていると言えるかと思えます。

次の10ページ目ですけれども、行政機関や職員による技術譲渡強制からの保護という点ですが、これについても行政許可法の中で規定がございまして、今年の4月23日に改正されている法律ですけれども、この31条のところ、まさにこの外商投資法で述べられているような「行政機関及びその職員は、技術譲渡をもって行政許可取得の条件としてはならない。行政許可実施の過程において、直接又は間接に技術譲渡を要求してはならない」といった規定がここでも再度規定されており、具体的な立法の中でもこの技術譲渡強制の禁止というところが明確になってきていることを指摘しておきたいと思えます。

もう一点、中外合資経営企業法実施条例が改正されておりまして、これはいずれにせよ外商投資法の施行によって廃止される法令ではあるわけですが、外商投資法が採択された今年の3月に改正されておりまして、これまで技術収奪の根拠規定のように言われていた、中外合弁企業に対して、親会社等の外国投資家側が技術ライセンスをしたものについては契約終了後も使い続けることができるという規定が残っておりまして、それが批判の対象になっていたのですが、これが今さらながらではあるものの改正されたということで、この点も技術譲渡強制の禁止というのが法令上あらわれたということになるかと思えます。

このように、ルール上技術譲渡の強制というのは禁止されているということになるわけですが、この先、実際の運用上もそのように確保できるのかと。この点政府機関からの露骨な強制はないと思われそうですが、あるいは国有企業等を通じた事実上の強制がなされたり、後ほど述べる政府調達

参加の条件として技術の提供などが実情強制されたりといったような形では残るのではないかといった懸念もなきにしもあらずです。

ちょっとお時間もありますので若干巻いていきますけれども、政府調達に関しても外資を差別しないということが規定されておまして、これに関しても現行法上も政府調達法や、最近できたばかりの政府調達の公平競争に関する通知などで外資を差別しないことについては規定されているわけですが、例えば国家機密ですとか国家の安全など、政府調達の政府に関連するプロジェクトということになると、機密や国家安全にかかわるものもあるかと思いますが、そのあたりで外資を事実上排除されたりすることはないのかといったところは懸念としてあります。もしそういうのがるのであれば、それはどのような基準で国家機密や国の安全といったところで排除されることになるのかといった基準があるのかないのかというところは関心のあるところであります。

次に、政府部門や職員からの不当な扱いを受けたときのクレームについてですけれども、これについても13ページのところに現行法についてご紹介しておまして、既に商務部の外商投資企業通報業務暫行弁法という法令がございまして、これによって既に制度としてはあるわけなのですが、これと次のページの14ページの行政再議、行政訴訟といったところ、あるいは日中韓投資協定に定められている I S D S 手続といったところが日本企業として仮にそういった不当な扱いを受けた場合にはクレームをつけるルートになるわけですが、とはいえ中国の役所とか職員の方に対してクレームをつけるというのは実際上日本企業としてはためらいもあるのが正直なところでございまして、こういったところを実際にクレームをつけることができるように、我々が安心できるような何らかの措置というのがあるのかないのかというところは興味があるところでございます。

最後に、会社法に基づく組織変更についてですが、簡単にご紹介すると、これまで外商投資関連の法令で、特に中外合弁企業においては董事会が最高機関として全ての決定をするということになっていたわけですが、会社法に基づけば株主会が最高機関とされており、これから5年以内にこれまでの組織を会社法に準拠した形に変えなければならないということになっています。16ページに書いてございまして、そういったことになるいろいろな変えなければいけないところが出るということになります。特に影響が出ると思われるのは、特別決議要件がこれまで中外合弁企業関連法では全員一致で決めなければいけないとなっていたところが、会社法によれば3分の2以上で特別決議ができるということになりますので、このあたりは拒否権を維持したい少数出資者と、多数で押し切りたいという多数株主との間で会社法準拠の中でどのように変えるのかというあたり、必ずしも順調にいくとは限りません。また、5年以内に変えなければいけないというタイミングについてですが、外商投資法の施行後すぐに経営期間が満了してしまう会社の場合には、その場ですぐ変えなければいけないのか、あるいは5年以内であればいつでもいいのかといったところは、このあたりの議論をする時間がどこまで確保できるのかという観点からも興味があるところでありませぬ。

また、5年間従来の制度を維持する会社にとってみれば、外資三法が廃止されることで、これまでの制度を根拠付ける法令というものがなくなってくるわけですが、そういった場合にどのようにいろんな問題を処理すればよいのかというところが実務的には関心があるところになります。

ということで、私の質問としては17ページ以降に列挙してあるわけですが、ちょっとお時間も限られておりますので、先生のほうにご回答いただければと思います。

(平野) すみません、短い時間でありありがとうございました。



幾つか質問がかぶっているところもあるのですけれども、まとめて先生のほうからお答えいただければと思います。たくさんのご質問があつて大変申しわけないのですけれども、20分程でよろしくお願いいたします。

(孔) どうもありがとうございます。

お二方は実務家の角度から様々な質問をなされました。弁護士など実務家は物事を非常に真剣に考えています。そういう意味でも外商投資法はまさにそういった日系企業の要請に対して応えたものです。実施条例が起草される過程で多くの質問に答えていくかと思ひます。

まず、質問に沿って一つずつ説明をします。もし省略してもいい内容だったら省略します。

4 ページ目の質問の1です。

これは基本的な法令です。最終目標かどうかはわかりません。いずれの法律も時代とともに変化を遂げます。この法律も、将来、国内投資法と統合する可能性もあります。その場合、内資と外資は同一の法律で扱われることとなります。

質問の2は、これまでの法律・法規の整理ないしこれらとの調整という問題です。確かに問題があります。実施条例は今制定中です。新しい法律が2020年施行された場合、以前の条例は廃止されます。理論的には、全ての法令は外商投資法と抵触する場合、発効しません。部門規定等も、同様に廃止されます。

質問の3は、下部法令やガイドライン、マニュアルなどの制定に当たっては、本法10条の規定により、外商投資企業の意見、提案が求められると理解してよいです。当然です。政府は外商投資企業の意見を求める義務があります。

質問の4は、間接的とはどのような形態のものが想定されているのかというご質問です。現在、定義についての立法の動向を注視する必要がありますが、立法の原則にも留意する必要があります。中国企業が海外で企業に投資した場合、これが中国に再投資する場合については定められていません。この点は実施条例では反映されると理解していますが、仮に実施条例で反映されなくても、将来具体的な規定が出されます。定義についてですが、確かに問題があります。現在の外商投資法の規定は相対的にみてかなり原則的なものになっています。しかし、通常は、外商投資というのは直接投資を指しています。投資家が投資する企業に対しコントロール権を行使するものということです。この原則は理解できます。

証券投資についてですが、実施条例もまだ出されておらず、何とも言えません。私も起草作業に参加していますが、どうなるかわかりません。一般論としては、間接投資については外商投資法の対象となっておりませんし、証券投資は、法理的にはそのような間接投資であると思ひます。

質問の6、中国国内における新建プロジェクトとは、外商投資企業の形式によらない特定の投資案件です。例えば、ある案件に投資した場合に、それが外商投資企業の形ではないパートナーシップであるときは、これを投資プロジェクトとしています。発展改革委員会がこのように定義しています。

質問の7、法に基づくということですが、これは、法律に基づき何々を享受するということです。法律というのは、まずは外商投資法ですが、これは相対的に原則的なものしか規定していません。そのために実施条例によって定められています。第2は、この法に基づくという場合の法とは何かということですが、別途明確な規定がない限り、法に基づくとは、全人代及び常務委員会の制定する法律を指しています。法律、行政法規、国务院が定める他の規定に基づき、という書き方をよく

見かけますが、このように併記されることから分かるように、法に基づくとは、全人代及び常務委員会が制定する法律に基づくことを指します。法律に規定されていれば行うことができるし、規定されていなければできないということになります。

質問の8は、ほかの法規を指しています。例えば、外貨管理に関する法律、安全に関する法律、労働法などですが、それぞれの法律に従います。投資企業も国内企業と同じように、ほかの法律を遵守する必要があります。こういった分野については、外商投資法の任務ではありません。

質問の9、この法律とは全人代常務委員会の制定する法律を指しています。

質問の10は、収用に関する司法救済についてです。司法救済は、仮にその規定がなくても求めることができます。政府の行為は、政府の具体的な行為が、企業や個人に対し不利な影響を与えた場合、いずれも行政訴訟法に基づき行政再議、行政救済を求めることができます。司法救済を求めることもできます。

質問の11は、補償基準についてです。現在は、補償基準はありません。法律の中で明確に決められていません。しかし、迅速、公平、合理という6つの文字で定められています。十分などは、早期の救済ということですが、公平というのは、正しい市場の相場から見て公平ということですが、つまりマーケット価格ということ、これは企業の理解ですが、私の理解ではこの二者は一致しています。

質問の12は、支払通貨、海外送金についてです。通貨というのは、明確に言うと外商投資法は外貨あるいは中国の通貨いずれも両替することができる、どの形でもできるとしてあります。つまり通貨という種類について制限はしていません。海外送金についてですが、21条では、経常収支の中の資本勘定について、外商投資法の規定で自由な送金ができることを明記しています。なお、経常収支、経常口座では既にこのような制度は設けられています。

質問の15、現行制度と比べてどのような制度になる見込みでしょうかというご質問ですが、安全審査ですね。安全審査について現在一つの制度がありますが、法律のレベル、行政法規のレベルに達していません。ただの部門の規定です。しかし国務院が外商投資安全審査制度を制定するとしています。私の知る限りでは、発展改革委員会は既に起草し、国務院に提出しています。実施条例の中に盛り込まれることはなく、単行のものとなります。近いうちに出されます。推測はできませんが、今言えることは、正常なやり方、あるいは国際的な慣例にのっとり、通常的安全審査はM&Aに限定します。すなわち、外国投資家を買収を行うときのみ限定します。グリーンフィールドの場合は安全審査の対象外になるのではないかと思います、断言はできません。

次は質問の16、最終決定の意味についてです。最終決定、安全審査の決定は司法の再議の対象とすることはできるかどうか。これはできません。アメリカの場合も司法救済はできず、大統領の決定が最終です。手続上の問題について不服を申し立てることはできますが、決定の権限は政府の権限です。皆様もご存じのとおりです。

次に住田さんのご質問です。届出手続はどうなるのかと。実施条例ではどうなるかわかりませんが、今私がここで情報として申し上げられるとするならば、私もいろいろ相談は受けたのですけれども、市場監督を行っている部門が参入ネガティブリストで規制をしているところについていろいろ見ているわけですね。

そうすると直接届出をするときに審査をするということではないかなと。もちろん外商投資法では届出ということになってはいますが、外商投資法のこの実施条例の中で詳しい規定が出るかどうかはわかりません。今のバージョンでは、市場監督部門が参入前のネガティブリストが特に管理措置というのがありますけれども、ネガティブリストを検討して規制をする、そして審査が終わ

って問題がないぞということになれば届出ができるという、現状ではそういうことになっています。

もう一つが、具体的に今後ワンストップで手続が行えるのかという点ですけれども、一つの窓口でやればほかにはやる必要はないというふうに理解しています。

もう一つの質問ですけれども、外商投資法の下で、中国に投資しようとする外国投資家は安全審査の申請の要否についてどう判断するかという点について。安全審査をする場合、特に買収をするときには自主的に審査をしてもらうよう申請をする場合と、政府の方から進んで審査をする場合という2つのパターンがあります。もしかしたら国の安全にかかわるかもしれないぞというときは進んで政府にお伺いを立てて安全審査について申請をする。具体的にはどうやっているか私もわかりません。いずれにせよこの2つのパターンがあります。

3つ目は外商投資情報報告制度についてです。これは大変明確です。つまり、市場監督部門の企業登録システムと企業信用情報公示システムというのがあります。報告された内容は、商務部や発展改革委員会が共用するということになります。これらがプラットフォームになりますので、今後ビッグデータの運用が進んでいきますと、これらのシステムがさらに統合され共有されるということはあるかもしれません。報告された情報を社会に公表するのかどうかという点については、これは法律に規定がある場合に限り公表する、それがなければ公表することはないというのが私の理解です。

そして、4つ目の技術提供の要求についてですが、技術要求を拒否すると外商投資の許認可が下りないという問題です。政府というのが行政手段をもって強制的な技術移転を求めるということは、ちょっと私には意味が余りよくわからないので、もしかしたら質問自体私が理解できていないかもしれません。

政府調達において、国家の安全や国家機密に関連することを理由に外資の参加が排除されるかどうかという問題については、安全審査というのは限りがあります。買収に関する場合に限定されています。また政府調達について、国家安全や国家機密ということを理由に外資を排除するのか。これは今後の法律がどう規定するかというのを見る必要があるでしょう。政府調達では、法に基づき外商投資企業を保護し、公平な競争を確保し、公平に政府調達に参加できるということを保障するというスタンスをとっていますから、今後、政府調達法とか関連するほかの法律がどう規定するかということを見なければいけないでしょう。

また、通報についてでありますけれども、通報業務メカニズム、これは一般的に外商投資企業が通報する権限をより確保するための特別な規定になります。先ほどもおっしゃいました、なかなか通報するだけの勇気がないという点については、それを解決するために特別な形でこのようなメカニズムをつくっています。外商投資法というのは、やはり外商投資企業に自信を高めてもらうという趣旨もあるのでそのための制度と言えらると思います。また、この通報メカニズム以外にも、行政訴訟や行政再審議の手続をとることもできます。両国の間では投資条約のようなものがあればその規定に基づき、国との間での紛争などについては国際投資仲裁などのメカニズムもあります。外商投資企業がその申立人や被申立人となって国際仲裁機構に仲裁が提起されることはこれまでも前例としてないわけではありません。

また、7番目の質問でありますけれども、外商投資法が施行されてからすぐに経営期間が満了する場合、猶予期間が5年あるということで、その間、元の会社の枠組みを維持してもよいのかという問題について。外商投資法の実施条例の草案を見ますと、5年後には、こうした組織の改革を完了しなければならぬとされています。ですので、5年後に、もしこの改組がされていないと

違法になってしまう、あるいは、その登記を認められないということになるということになります。

最後の質問ですけれども、5年間の猶予期間でありますけれども、外資三法が廃止されていても、2020年から5年間は合作企業、合資企業、外資企業が従来の組織の形式を依然として留保することも可能です。ただ期限が来れば組織を変えなければいけないということです。外資三法でもともと認めた形というのは、猶予期間の間は残すことも可能だということです。このような形で全て質問にお答えできているのでしょうか。もしほかの質問、あるいは明確でないところはさらにお答えしたいと思います。

(平野) 非常にお答えいただき、たくさんの情報も共有していただきまして、かなり明快になったと思います。本当にありがとうございます。

それでは、残り時間を使いましてフロアのほうからご質問を受けたいと思いますけれども、どなたでもご質問のある方の挙手をお願いできればと思います。マイクのほうをお願いいたします。

(会場1) 大変詳しい説明ありがとうございました。経済産業省の者です。

23条についてお聞きしたいのですが、行政機関及びその職員は、秘密を保持し、漏えいしてはいけないということですが、中国のいろんな行政手続の中で、政府機関が行政処理をするだけじゃなくて、第三者機関が、民間の人なんかも含めた形で、その第三者機関を組成して処理をする場合があって、政府職員じゃない人がそこに入っていて処理をする場合があって、そういう人もちゃんと秘密保持してもらわなければいけないと思うのですが、この規定ではそれが読めないで、それはどう考えたらいいのでしょうかということと。

もう一つは、これ他人に漏えいしてはいけないというふうに書いてあるのですが、自分で使えばよいのですかと、そういった第三者機関で民間の人が入っている中で、じゃ他人に漏らさずに自分で自分の商売のために営業秘密を使いますというケースもあり得ると思うのですが、これでは排除されないように思うのですが、どう考えたらいいのでしょうか。

(孔) ご質問ありがとうございます。

この条は、明確に政府は秘密保持の義務がある。行政権利を行使する中で、秘密保持の義務がある、もし政府以外の機関、第三者機関が行使するとき、まずは法定権利を行使しているとき、あるいは政府の依頼を受けたとき、実際のところ政府の義務は第三者に移したということです。法に基づき政府の権利を行使するとき、このような権利を行使するとき、政府が守る義務を守らなければなりません。もちろん自分で使ってはならない、第三者に披露してはならない、法律的に非常に明確になっています。どのような状況で政府以外の民間機関が政府を行使することがあるのでしょうか。

(会場1) 例えば、日本の行政処理の中で補助金の審査を受けて、審査をするときに、専門家をその審査機関の中に入れてやる場合があるのですが、そういうときには守秘義務契約を結んでやってもらったりしていますので、日本は大丈夫なのですが、中国でもそれは大丈夫なのだということが今お答えでわかったような気がします。

(孔) そうですね。このような政府が専門家を雇ったとき、補助金の審査をするとき、そういうケ

ースですね。こういうケースの場合、実施条例、今起草中ですが、明確に政府は具体的な細則を制定する必要があるとしています。さきの言ったケースの場合、政府が専門家を雇って審査を行うとき、専門家にもそういう秘密契約を結ばせています。このようなやり方は中国の体制の中でもよくあります。

(会場1) 恐らく規格とか標準を作るときに、まさにそういう専門家を中国で組織をして、外国企業も入れて、技術仕様とか技術基準みたいなものを出させてみんなで検討して作っていく場合があるのですが、そういうときも守秘が守られるというふうに理解をしました。

(孔) そうですね。外商投資法は全ての外商投資企業が標準制定をする権限を与えています。意見を提出することができます。意見提出するとき、もし秘密にかかわるとき、この条項を適用することになります。おのずとこの標準制定のときもこの条項を適用させることができます。法理的に根拠があります。

(会場2) 西村あさひ法律事務所の弁護士です。ちょっと中国語で質問させていただきます。

法律の中で言っている外商投資に関する法に基づくということについてとても注目しています。当初、その中でよく遭遇する地方政府の優遇策というのがありますし、また地方政府と結ぶ、例えば外資導入奨励に関するいろんな提携しているようなことがあります。このような政策というのは合法的で法律はあるのか、地方政府からこのような政策を与えられていないときは、このような条項に基づいて、自分たちの利益みたいなものを主張することができるのでしょうか。特に法に基づくイーファーということがありますが、例えば25条もそうですけれども、各部門などですけれども、外資投資家などでその法に基づき政策や約束、あるいは法に基づき結んだ各種契約ということが書かれていますけれども、これは法律なのでしょうか。狭義の法律ということなのでしょうか。

それと18条です。18条では県以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方的な法規などの規定に基づき、法定の権限内で外商投資促進として円滑化の政策措置を定めることができるというこの条項に基づいて、法に基づきというのは実際に解釈として行政法規、地方法規も含まれるのか。

もう一つあります。今、特にパブコメをとっている実施条例でありますけれども、その28条です。そこにあるのは、地方の各人民政府そして関係部門は、その法定権限を越えて外国の投資者、外商投資企業に政策の約束をしてはならない。政策、約束については書面の形式をとるべきであり、内容は法律・法規の規定、国の政策に適合するものとしています。この実施条例のパブコメの第2バージョンに基づく、法に基づきというのは法定のということ、そしてまた書面が必要であること、内容については、法律・法規の規定や国の政策に合致するという。そうしますと法律・法規というのはどのように解釈すべきなのか、また国の政策の法律文書、これは法律システムの中でどのような解釈、理解をすべきか、これは大変いつも悩んでいるところです。ありがとうございます。

(孔) これは、まず第一に、ポジティブにこの規定を見えています。政府がやった約束というのは、その法に基づき、例えば契約を結んだとか、そういったことについては履行すべきだということ、これについては明確です。

もう一つ、外商投資法の実際の政府の義務としては、約束をした、あるいは調印をしたというこ

とは法律の規定に基づいているべきであります。ですから、軽々しく法律の規定を飛び越えて何か約束をしたり、契約を結ぶということはありません。ですから2つの意味がありますよね。まず最初は、もしある特定の規定があり、そして、法律以外に行政法規とか、あるいは政府の政策、国務院の規定、あるいは地方の法規ということがあるとしますと、これは全て含まれるというふうに理解できるでしょう。

今の質問は2つに分けることができるのではないかと思います。

まずは、政府が約束をするということは当然のことにように法律に基づいているはずで、約束や契約というものはやはり法律に基づく、全人代の常務委員会なども狭義の理解をしていますから、私もそうだと思います。

もう一つ、法律が明確な場合、政府がやる約束や、法に基づきやった約束とか、あるいは契約のようなものは履行すべきということ、これは明確です。また、好き勝手に約束をすることはできないのです。あるいは好き勝手に法律もないのに勝手な約束とか、あるいは調印をすることはできません。ですので、行政法規というものもやはり法律に入るわけです。地方の法規もしかりです。このような回答でご理解いただけるでしょうか。

(会場2) それでは、もう一つ質問を追加させていただきたいと思います。

実際のオペレーションでよくわからないこととしまして、私たちは大変慎重にこれを質問したいのですけれども、地方政府がやっている、地方政府の法的根拠というのは何でしょうか。例えば臨時の文書が出るとき、あれは、例えばそういう地方が出した文書というのは、外国の投資家に関していうならば、どれだけ慎重に考えるべきなのでしょう。例えば、地方の政策的な文書、あるいは地方の法規というのは上位法との抵触があるのかどうか。

(孔) はいはい、わかりました。これは今のところ、恐らくこういったことは少し存在するということは否めません。ただ法律が実施されていくにつれて、赤い文字で始まるこういう文書というものが本当に法律の規定というふうになっていくでしょう。ありがとうございます。

○平野 どうもありがとうございました。申しわけございません、時間になりましたので、これで第1セッションを終わらせていただきたいと思います。

孔先生、本当に短時間でいろいろお話しいただきどうも本当にありがとうございました。先生に拍手をお願いいたします。

○小杉 これで第1セッションを終わるわけですが、孔先生にははるばる北京から来ていただいて、大変詳細なご説明、また質問に対しても極めて公正で明快なお答えをいただいたと思います。

2人の日本のコメンテーターの方々も、よく孔先生の発表原稿を読み込んでいただいて、大変適切な質問をしていただきました。また、平野先生にはセッションの司会ということもしていただいて、本当にありがたく思います。

フロアからも質問をいただいて、大変有意義な第1回のセッションができたと思います。

ここで孔先生、平野先生、住田先生に対して、皆さまで御礼の拍手をして締めくくりたいと思います。どうもありがとうございました(拍手)。

— 休憩 —

(小杉) それでは、第2部のセッションを始めたいと思います。

がらりとテーマが変わりまして「デジタル時代のスマートシティ建設」ということで、このセッションの司会を日中経済協会専務理事の杉田定大様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**講演2「デジタル時代のスマートシティ建設」**

**講師：** 単志広 (国家発展改革委員会傘下)  
中国国家情報センター情報化及び産業発展部主任

**進行：** 杉田定大 一般財団法人日中経済協会 専務理事

**コメンター：** 山村真司 (株)日建設計総合研究所 理事上席研究員

**コメンター：** 周意誠 富士通(株)政策連動ビジネス推進部 シニアマネージャー  
早稲田大学理工学術院 客員上級研究員

(杉田) ただいまご紹介にあずかりました日中経済協会の専務理事の杉田でございます。座らせてお話しさせていただきます。

今回、第24回を数えます日中民商事法セミナーでございますが、ハイテク分野の交流セッションにつきましては、私ども日中経済協会のほうが担当させていただいております。日中経済協会は、1972年に日中国交正常化の年に設立された経済団体でございますが、本年で47年目になっております。ずっと日中経済交流の窓口を務めてきたわけでございます。最近の日中交流の状況などを見ていますと、特にハイテク交流、あるいは日中のイノベーション協力といったようなテーマが話題になり、ちょうど昨年、林念修副主任がいらっしゃったとき、そのイノベーション協力というのが提起され、内閣の和泉補佐官等々ともご議論されたというふうに聞いておりますし、それを契機に日中イノベーション対話というのが今ちょうど行われているところでございます。

今日は「デジタル時代のスマートシティ建設」というテーマでございますが、これは、私も非常に興味を持っているテーマでございますので、今回司会をさせていただくのは光栄でございます。後で少し私からも考え方を示させていただこうと思っております。

きょうのハイテクセッションの進め方でございますが、まず中国側の中国国家情報センター情報化及び産業発展部主任、単志広様よりプレゼンをお願いしたいと思います。単様は、この分野でのエキスパートでいらっしゃり、昨日の夕食会でいろいろお教えいただきました。非常に適任の方を国家発展改革委員会がお連れいただいたというふうに感謝をしている次第でございます。

その後、日本側から2名の方、お一方は、日建設計総合研究所理事上席研究員の山村真司様、もう一方は、富士通株式会社政策連動ビジネス推進部シニアマネージャー兼早稲田大学理工学術院客員上級研究員の周意誠様よりコメントをいただくということになっています。

お時間を見ながら、ぜひフロアからも質疑応答、ディスカッションをさせていただくという時間もとりたいと思いますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

それから、きょうご紹介いたしました発言者の方々の略歴は配布しておりますので説明は省略をさせていただきます。

最初に、少し、私よりオブザーベーションさせていただこうと思ひまして、5分ぐらいお時間いただきます。

実は、昨日単様とご議論する機会がありまして、ちょっと、我が意を得たり、という感じを持っております。スマートシティというのは、過去、日本も15年ぐらい前から日本の国内あるいは海外で、日本としてもいろいろこういう建設をやってきたわけでありまして、どちらかというところとエネルギーとか、あるいは交通とか、あるいはビルのインテリジェント化とか、個別な分野の取り組みで終わっています。その個別の分野の先端技術の実証で終わってしまったために、必ずしも成功事例というのは国内外でもそんなに多くないと思ひます、日本でも多分数件ぐらいで、柏のキャンパスとか、非常に例外的に成功した事例はありますが、それから海外で、政府が協力した東南アジアとか、インドとか、こういったところでは、ほとんど成功が見られなかったという非常に残念な結果になっているわけでありまして。中国も恐らく15年前、曹妃甸とか、あるいは天津とか、取り組みがあったわけでありまして、恐らく今の新しい取り組みとはかなり様変わりしているものだというふうにご認識しております。

私、たまたま以前、経済産業省で働いていたときに規制改革、あるいは国家戦略特区などに関わってきましたが、今日単様からのお話としましては、官民連携いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップとか、あるいは官製市場の民間開放とかと言うようなテーマが織り込まれて、それからもう一つは、サプライサイドからのアプローチではなく、ディマンドサイド、いわゆる地域住民とか、中国でいうと人民からのアプローチということになるのかもしれませんが、日本でいうところの地域住民、そういったような目線でどうやっていろいろな技術ツールを兼ね合わせて包括的にサービスをするのかです。この15年の間に新しく出てきた第4次産業革命とか、Society 5.0といったようなテーマがそういうツールが生かされるような時代になり、それによってビッグデータとかAIとかクラウドとか、あるいはブロックチェーンとか、こういったような技術力生かされるようになり、それが大きくさま変わりしたようなどうも姿になっているのではないと思ひます。今日はそのようなお話を単様から具体的にお聞かせいただけたらと思ひています。

それから、少し申し上げますと、日本もやはり、スマートコミュニティということについての反省もあり、最近、これは内閣府主導ではございますが、国家戦略特区の中でスマートシティと言わないところも結構ありますが、スーパーシティという新しい概念を持ち出して、もう少し進化させた形で、先ほど私が申し上げたような住民目線であるとか、Society 5.0とかいったような包括的ないろいろな分野のものを、いわゆるデジタルトランスフォーメーションみたいな形で包括的にサービスが行えるような工夫をしていくというふうな考え方もあります。しかし、これらの取り進めで非常に大事なポイントは、規制の改革がないとなかなかできないということだと思ひますし、この点は中国と日本の場合、かなり違うのかなと私は認識しております。日本の場合、ご承知のように事後規制ではなくて事前規制の国、最初から規制が厳しく引かれています。中国の場合は、まずはやってみなさい、その後で問題が起これば事後規制をするという国であります、そういうところではかなり規制の扱いが違うと思ひます。

それから、もう一つ言えば、中国は国家資本主義であります。我々は自由、あるいは民主的な資本主義をベースにしていますが、この点でも、中国では個人情報取り扱いとか、画像認識で、いたるところで撮られています。何かちょっと嫌だなどという感じはありますが、中国の方からすると、いやいや、これで安全であるという見方もあるかもしれません。この点もぜひいろいろご議論していきたいテーマなのかなと思ひています。



ちょっと長くなりましたが、私のオブザーベーション以上でございます。後でお時間いただければスーパーシティについて少しご説明をしたいと思います。

それでは、お待たせいたしました。中国側の単様より「中国スマートシティの発展の情勢と展望」というお題を頂いております。単様、ご発表をお願いいたします。

(単) 尊敬する会長、理事長、皆様方、どうもこんにちは。

このような機会を得まして、第24回日中民商事法セミナーに参加できることをうれしく思います。そしてまた、デジタル時代のスマートシティ建設についてお話しできることをうれしく思います。ことし2回目の訪日ということになります。3月にもこのインフラにかかわるスマートシティのAPECの会議の前の専門会議にも参加いたしました。そしてまたNECにも伺いました。また、この羽田の横にある排水処理場の状況なども拝見することがありました。そして、今回もこのように皆様方と交流できることをうれしく思っております。国家情報センターから参りました。この林主任の国家発展改革委員会の下にありますこの研究センターであります。このビッグデータ、デジタル経済、シェアリングエコノミーなどを研究しております。そして、国家発展改革委員会ですが、このハイテク分野のこの局のほうにさまざまな情報なども提供しております。45分ぐらいの時間を使いましてデジタル時代の中国のスマートシティの建設についてお話をさせていただきたいと思っております。

まずは、現在に至るまで世界各国で学术界でも産業界でも、いわゆるこのスマートシティですが、これについてはみんなが一致するこのコンセプト、定義というものがないわけです。APECの会議に参加したときにも、それぞれの国の人たちが言っているスマートシティというのを並べてみますと、やはり全然違うものもありました。そして、その重点も違っていることがわかりました。私ども中国で推し進めているこのスマートシティですが、これは新型スマートシティということになります。これは中国の新型の都市化の中に含まれております。私は個人で思いますに、イノベティブなということでもあります。ニューではなくイノベティブなスマートシティというのがまさに新型スマートシティということでもあります。この新世代の情報技術などを使う歴史的な転換を図るというこの都市のものであります。そして、これは工業時代とは違ったものであります。そして、新たな発展のこの道を行くものであります。そして、このような都市の変化というのが見てとれております。そして、このスマートシティのこの概念の中で、2014年ですが、この文書が出されました。そして、いわゆるスマートシティですが、これは近代的な情報技術などを使う、つまり、このIoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、AI、AR、VR、また地理空間情報法などを使い都市の計画建設管理、またサービスなどのインテリジェント化を進める新しい方式であります。中国にとってみれば、これは技術のイノベーションと都市の建設を結びつけたものであります。そして、スマートシティの発展ですが、これは政府の機能の転換にもかかわりがあります。管理型の政府からサービス型の政府への転換を図る中でこのようなことを推進しております。そしてまた、クリーンで持続可能な低炭素の社会を構築するものであります。中国の近代化ですが、工業化、情報化、また都市化というもの、こういったものを全て一緒に進めるものであります。しかしながら、ほかの国ではこういったものが段階を踏んで出てきたわけですが、中国では同時にこのような4つの変化が起きているということになります。

スマートシティですが、これは簡単な情報化ではありません。このスマートシティですが、三次元の新しい時空というふうに言うことができます。人がいる世界と、この実際の物質的な世界とい

うものがあります。そして、この情報ネットワークが発展する中でもう一つの次元が出てきました。これがサイバースペースであります。私どものこの考え方の中でスマートシティ、人のニーズに基づいて、この期待に基づいて、実際の物理的な世界の中でこの計画をしたものと、このデジタル世界の中のものを結びつけた、この三者を有機的に結びつけたものと考えることができます。

また、スマートシティですけれども、これはただ単に都市の情報化ということではありません。例えば電子政府ですとか、あと電子商取引というものが今までもありましたけれども、これはやはり孤立した業界や産業のものでありました。しかしながら、ここで言っているのは各業種部門などに分散しているこういった情報などを結びつけ、非常に高いレベルでの管理を行うものであります。そして、かつての縦割りというこのシステムではなく、こういったものについて統一されたフロントエンド、またバックエンドをつくるものであります。そして現代の管理のニーズにマッチしたものとなります。中国では70以上のスマート都市建設の実施計画というものがあります。これは非常に大きなものであります。ただ単に情報を応用するだけではなく、情報を使い、工業、農業時代に作られたたくさんの管理、運営、公共サービス、発展のモデルを現在のこういった時代に合わせていく、そしてこのスマート化された、インテリジェント化された、こういった時代に合わせていくというシステムエンジニアリングなのであります。そしてまた、これはいろいろな原動力も必要であります。そしてデジタル経済の発展のメリットをこれにより享受することができます。そして国内では、もともとこのスマートシティですが、これは技術を使い都市を改造するというふうに考えてきました。そして本当の意味で改革、そしてイノベーションということで、人々にこのような達成感というものを与えるということになります。ただ単に、この電子政府ですとか電子商取引というものを使うということだけではなく、これらのシステム自体がもともと分散していた問題を解決するものでもあります。そして中国のスマートシティの中で、まずはこの都市そのものにも注目しなければなりません。よりよい転換、またアップグレードを図る、そして近代的な管理などができるようになる、それからまた、都市化の過程の中での人々のニーズを満足させるということでもあります。2億ぐらいの人たちがこの農村から都市に入るということで、これは非常に大きな数字であります。80年代、90年代、それから00年代生まれの人たちであります。雇用、環境、医療などなど、いろいろなプレッシャーがふえています。ですから、こういった現実的な問題をも解決しようというものであります。

そして、中国のスマートシティ発展のための政策についてです。そして、このスマートシティですが、国家発展改革委員会のほうで、このほかの20の部門と合わせて、こういったスマートシティの構築について推進をしております。政府と社会の関係の問題などについて先ほども提起されましたが、スマートシティですが、これはやはりこの地方の政府がそれぞれスマートシティというものを推進するわけであります。中央ではこの国家発展改革委員会とその他の部門がこれらについての基準などを決めて、そして指導を行うものであります。そのようにして政策などは決めていきます。

では、最近ここ数年ですが、国から出されたスマートシティと関係のある政策などについて振り返ってみましょう。

2013年ですが、国務院でこの情報消費についての意見というものが出されました。そして、これも非常に重要なものであります。スマートシティですが、これも情報消費の中の一つということができます。この文書の中で2013年なのですが、この文書がここでは条件のあるこの都市においてパイロット的なスマートシティを構築するとされています。この都市の中では市場化された

投融资を推奨し、また情報資源の社会化開発などを行わなければならない。要するに政府が主導ではなく政府が指導するというものでありました。また、この物流、電力、また交通などにも及ぶということでもあります。そしてまた、各種の市場の主体がこれに共同で参加することを奨励としています。また、地方政府債の範囲においてというのはどうしてかということ、資金のプレッシャーも非常に大きいものでありましたので、この地方の政府債の限度の中において行うということがしっかりと置かれています。そしてまた、一部の資金については、地方政府債の限度内においてこれをスマートシティの建設に用いるとしました。そしてまた、企業債などを発行するのを奨励するとしました。そしてまた、秩序立った発展というものを推奨するためにこのような資金面での規定などもなされました。

そして2014年ですが、国家新型都市化計画（2014～2020）が公表されました。これは新型の都市化の角度からこの都市の発展を促進するものであります。この方法については6つの面でここに書かれています計画です。そしてここの中で、最初はスマートシティというのはこのような任務があるというふうに考えました。まずはこの情報化です。例えばこの5GですとかWi-Fiです。それからまた2つ目ですが、計画管理の情報化というものがありません。これも基礎となります。それからまたインフラのスマート化、インテリジェント化というものがありません。交通ですとか水ですとか橋ですとか地下の共同溝ですとか、また建物です。日本では、やはりこのビルですとか地下の活用が非常に先進的だと思います。

次は、公共サービスです。こちらには教育、雇用、社会保障、高齢者サービス、医療なども含まれています。そしてまた、建設をするだけではなく、デジタル経済の発展のモデルも構築しなければなりません。そのために産業の発展のデジタル化というものが書かれています。それからまた、社会のガバナンスについてのスマート化などもうたわれています。環境の管理、信用サービス、また治安、公共安全などなどです。先ほどおっしゃられていましたけれども、この都市においては、やはりいろいろなプロジェクトを通し、そして人々の安全を高めるためにいろいろな措置をとっています。そして、今自分自身の健康、それからまた環境の安全というものを今私自身も非常に気にしています。ですから環境の安全というのは、都市の住民にとっては一番重要なニーズということができます。そして、この6つの面において、このスマートシティの構築を指導するものであります。そしてまた、発展改革委員会と12の部、委員会がこのプロジェクトを提起しました。これが2014年です。そして、これは人々にメリットをもたらすものということで、社会保障、医療、教育、高齢者サービス、コミュニティサービスなどにおいてサービスのレベルを高めるというものであります。

そしてまた、2014年8月ですが、私自身もかかわったのですが、スマートシティの健全な発展を促進することに関する指導的意見です。そしてこちらですが、非常に系統的な指導文書ということができます。そして、この文書の中に何が書かれているかということ非常に重要な政策について書かれています。ここを見ますと、目標というのは都市化のために奉仕をする。また市場の役割を十分に発揮させるということが書かれています。また、政府がこれをリードする、またこの人と物などをうまく結びつけ、そして質の高い発展を図るということです。この人を根本とし、推進をするということ、また科学的で秩序を持って行う、そして実際にはこのそれぞれの地方の実情に合わせるということ、地方といってもいろいろなレベルがありますので、それに合わせるということでもあります。それになかった方法でこの政策を決めるということ一律のものではありません。それからまた、市場を主とし、イノベーションを行う。それから4つ目ですが、これは管理が可能

である、コントロールが可能であるということを確認するということでもあります。この情報のネットワークの空間というものがあります。データというものを集め集中させる必要があります。そして、この安全のリスクなどを完結していかなければなりません。大きなプラットフォームの中でそれをしっかりとコントロールできるようにしていくか、これが大きな問題であります。この大きなシステムでありますと、どこかで何か故障をすると、それが都市全体に及びかねないからです。

そして、この国民主導のもとで具体的な要求も出されました。

まずは、このスマートシティ建設のトップレベルデザインを制定するということです。これはトップダウンとボトムアップを結びつけたものということになります。まずはこの情報システムの構築についてはトップダウンということになります。それからまた、このボトムアップというところでは実際のニーズに基づいてこれを構築するというものであります。システムチックな計画の考え方が必要であります。

そして2つ目ですが、任務ですが、インクルーシブなユニバーサルなサービスを構築するということでもあります。また、この産業の発展にも利するもの、そして、このインフラの近代化などにも利するものということになっています。農業の時代には土地の資源がメインでありました。そして、工業化時代にはやはり技術、そして現在デジタル時代ではやはりこのデータというものが重要となります。このデータの共有ということで重要な分野における開発、利用などを進めていく必要があります。また、イノベーションのプラットフォームなどをつくっていかなければなりません。クラウドなど、いろいろな新たな技術を推し進めていかなければなりません。また、このネットワーク管理のキャパシティビルディングも必要です。また、このサイバー空間の安全管理などをしっかりと行う必要があります。そして重要な情報施設、資源の安全を評価するということです。また、管理の制度をさらに改善する、そして効果的に資金、人材、プロジェクトなどについて管理をしていく、そしてまた投融資のメカニズムを整備するということでもあります。そして、発展改革委員会がこのトップに立ちまして25の部門で構成された調整グループがつけられました。そして、中央政府のこの政府活動報告の中にも2015年からスマートシティが盛り込まれるようになりました。また、いわゆるこの新型スマートシティの建設ということで、習近平主席もこれを明確に提起しています。この3つの融合などを行うということです。そして、現在スマートシティの建設を推進する中で、技術、業務、デジタルの融合というものを考えなければなりません。また、この業務や実際の地理的な位置などを超えていろいろなものを解決していかなければならないというような考え方です。そして国家発展改革委員会ですが、私どものこちらがオフィシャルアカウントですが、ここにも載っていますが、新型スマートシティの発展報告というものが出されています。この二十数の部門がともにこれを推進しているところです。

そして2016年ですが、国の第十三次五カ年計画の中にも明確に明記されました。新たなモデルとなるスマートシティを構築するというものであります。このパイロットとも書かれていたのが、現在ではそれがモデルとなるシティとなっております。

2017年ですが、国でこのスマート社会という概念が出されました。日本ではこのSociety5.0というのがあるのを知っています。スマート、つまりインテリジェント社会ということで人民日報にも文章が載りました。これはスマートシティがさらに拡大するというところで都市と農村の融合、また全ての社会の発展を図るものであります。

そして3つ目の部分ですが、発展改革委員会、國務院の情報部門が評価活動を行っております。この状況を見てみましょう。

現在、このような作業をやっているわけですが、まずやっていることは評価を今行っているところです。定量的なデータを基に中国の都市発展のスマート化の問題、今の課題などについて分析するものです。どこでうまくいっているのか、どこではうまくいっていないのかということを見るわけです。2016年に二十数の部門が共同で研究をし、関連の国の文書をもとにまとめたものです。いろいろな指標があります。日本にも恐らくあるのだというふうに思うのですが、中国では、ここではいろいろな指標がたくさんあります。これは実際にはかることができます。8つのいわゆる一級指標、そしてその下に二級指標というものがあります。まず最初に、人々にメリットをもたらす、人々に恩恵をもたらすサービスというのがあります。行政事務、交通、社会保険、医療、教育、雇用、都市サービスなどなどがあります。そして、これが100点の中の37%を占めています。

そして2つ目ですけれども、精確なガバナンスということで都市の管理の能力などがあります。次が生態環境という指標があります。インテリジェント環境保護、グリーン省エネ、次がインテリジェント施設というのがあります。ブロードバンドのネットワーク、それからまた時空情報プラットフォームがあります。それから情報資源、これが開放共同享受、開発利用があります。次がネットワークの安全、ネットワークの安全管理、またシステムとデータの安全があります。また改革・イノベーションもあります。一つの都市がスマートシティ化を推進する中でうまくいっているかをこういったものではかるわけです。そして、このような指標が出されたということで、私たちの都市は国の評価に基づいて何点になるのか、要するにこれは自分で点数をつけるものであります。これをこういったシステムで集めています。またビッグデータも使っています。アリババのシステムも使っています。それからまた、テンセントのシステムなどを使ってこの調査を行っています。政府ではわからない部分について、都市の住民の人たちに満足度について評価をしてもらうものです。

2016年に20%、これは市民の意見をこの中に入れることになりました。そして、その後これが40%ということでこの比率が高まりました。というのは、やはり市民がどう思っているのかが非常に重要だからです。

去年の年末に行った分析ですけれども、まだこの正式の報告書は出されていない最新の数字です。2016から2018年ですが、275の都市について評価しました。2016年は220でした。2年たったわけですけれども、58.03点から68.18点に全ての都市で10点以上高まっていることがわかります。これは定量的な数字です。

こちらですが、先ほどの住民の意見なども反映されたものです。これらの都市ですけれども、非常に発展を遂げていることがわかります。また2016年ですが、まだスマートシティとしての準備期間にあったことがわかります。しかしながら、その後ですけれども、現在はこの86ですとか書かれていますけれども、やはり成長期に入ったところが多いということになります。そして、この85点を超えるとそれが非常に成長の段階にある、発展の段階にあるということを行うことができるのですが、2016年にはまだそういった都市が少なかったわけです。そしてまた、この幾つかの指標について対比をしてみたのですが、2016年と2018年を比べますと、やはり非常に発展しているということがわかります。しかしながら、一部の指標についてはまだまだ発展の余地があることがわかります。

そして、その次ですが、いろいろな発展の環境がスマートシティにも提供されています。そして、90%でスマートシティの統一管理のメカニズムができているということがわかります。そして、この3つの管理のメカニズムということで、こちらはうまくいっていることがわかります。管理の面、

また調整の面などで非常によい条件ができていくことがわかります。また、この地域ごとの差、やはり中国は非常に広いので東西南北の地域に分けて考えています。東部の沿海地域ですが、全体的には非常に高いことがわかります。それに続くのが中部、それから西部、東北ということになります。このようなアンバランスな発展の問題を解決していかなければなりません。この四大ブロックですが、8つの面から分析をしてみました。やはり差があることがわかります。この地域、また分野によって違うことがわかります。この4つの分野においてなのですけれども、このL5というところを見てください。情報資源ですけれども、ここは一番いいところと悪いところの差が一番大きいことがわかります。これにより、情報デジタルデバイドなどを解決しなければならないことがわかります。

また、この都市ごとにランキングをつけているわけですが、やはり東部と中部が86%を占めています。これは都市群ということですので、やはり都市群のあるところではこれらが非常にうまくいっていることがわかります。幾つかの例えば長江デルタですか、珠江デルタ、また広東、香港、マカオなど、いろいろな都市群があるわけです。こういったところを見ますと、やはりこの長江デルタ都市群ですけれども、86点以上ということになっています。ここからわかりますように、それぞれ異なる地域において、これらの都市群が互いに影響し合う、その役割というものが高いことがわかります。また人口、GDP、財政収入、また都市化率などなど、そういったものからおもしろいこの結果が出ています。関連性があるものもあります。人口が多いところ、それからまた、50万、100万というふうに考えますと、いろいろなこのスマート化との関連性があるわけです。やはり資源が集中しており、この情報化のレベルが高いというところにおいては非常に効果的に行われていることがわかります。また、若い人たちの人口がどのくらいいるかということ、やはり若い人たちが多いところなのですけれども、うまくいっているのですが、例えば東北地方などですと若い人たちが外に出てしまっているということで余りうまくいっていないというような、このような関連性があります。

また、40%を市民の満足度というところに充てているわけですが、それぞれの都市での満足度がどうであるかを見ることができます。医療の問題、健康の問題、コミュニティーの問題、駐車の問題、公共交通の情報、公共Wi-Fiのサービスなどなど、いろいろなものがあります。2016年と2018年を比べると60点ぐらいから70数点へと上昇しています。ここ数年ですが、市民の人たちがやはりこのような達成感、満足度が高まっていることがわかります。

そして満足度から見てみますと、2016年は東部の地域、この青いところ、やはりここがほとんどの部分を占めていました。しかしながら2018年になりますと、やはりこのほかの地域も急速に発展していることがわかります。このスマートシティに対する認知度というのが、今までは発展している地域の認知度が高かったのですが、今は内陸の地域でも認知度が高まっていることがわかります。例えば長沙、チャンシャーというところでもスマートシティの建築を行っていますけれども、中部、東北などでふえていることがわかります。東部はもちろんリードしているわけですが、今発展のスピードということではほかに及ばない状態になっています。そしてまた、2018年と2016年を比べますと、やはり多くの面で進歩していることがわかります。やはり非常に重要な経済を推進するための役割を果たしていることがわかります。

次は、中国のスマートシティを推進するモデルを見てみます。

私の解説です。中国のスマートシティを行う経験はあります。幾つの特徴があります。一つ技術の応用について、過去の孤立したものから融合した形へと転換しました。過去に計算するものは

計算で、ソフトはソフトで、セキュリティーはセキュリティーでそれぞれ分離しています。しかし、今こういった技術の融合、総合的な運用が行われています。

例えば、ビッグデータ、GIS、人工知能、IoTなどの技術がそれぞれ融合されています。統合させてから使用しています。そういうアルゴリズムなどを高めるようにしています。技術の融合が進みました。習近平主席の話をする、技術の融合を進めています。インテグレーションです。こうして統一した枠組みが形成されています。従来だと、一つ一つの技術が独立しています。今はクラウド、そういう技術の枠組みが形成されています。

こちらは深圳のためにつくったものです。こうしてデジタルの基盤がつくられています。また、技術のイノベーションなどを通じてアジャイルのイノベーションが実現されています。

2つ目の特徴として、サービスモデルから転換をしています。従来、市民にたくさんのサービスを提供する必要があります。従来だと、政府、また関連の機関からサービスを提供しています。情報サービスシステムをつくっています。供給サイドを中心としたものです。このシステムをつくって、受け身的に住民がこれを受け入れることになっています。C2Mのようなものです。マニュファクトリーの考え方です。スマートシティは人々のニーズから個性的なサービスを提供されることになっています。その中でデータがとりわけ重要になってきます。中国の場合、とても重要な力となっていますのは、インターネットプラス行政サービス、例えば、会わなくても許認可を行うことができます。つまり、インターネットでワンストップのサービスを行うことができます。人々は窓口に行かなくてもワンストップで全てのサービスを行うことができます。一つの整理番号で、一つの窓口で、ワンストップで総合的な手続を行うことができます。一つのインターネットで異なる政府の省庁に行かなくてもアクセスしなくても行うことができます。一回で全て済ませることができ、つまり指先で全ての行政サービスを終わることができ、顔を合わせることもなく全ての手続を完了することが可能です。その背後に、フロントでもっと住民の利便性を高めるようにしています。またバックオフィスでそういった技術の融合、システムの統合を通じてサービスのモデルの転換を図るということです。スマートシティという新しいプラットフォームができてから我々のサービスのモデルも変わりました。市民へのサービスは今までベストを尽くすという形ですが、今は至るところを至れり尽くせりのサービスができるようになりました。中国の多くのスマートシティの計画の中でヘルスケアのシステム、人々の生活にかかわるシステムにおいて、全て地域にまたがる、また省庁にまたがるシステムの融合が進んでいます。例えば黒竜江省出身の私ですが、異なる省でデータを共有することができます。給与のデータ、また保健、医療の給付、決済、全て地域にまたがって行われることとなっています。ガバナンスのモデルも変わりました。伝統的なガバナンスのあり方からデジタル時代に合わせて科学的なものとなっています。習近平主席は、かつてスマートシティにおいて非常に精度が求められます。正確なガバナンスが必要です。伝統のモデルから一体化した政府、サービス型の政府となっています。今、中国のスマートシティにおいてこのような応用が多数見られています。例えば北京市の政府は、数州で、副都心でこのようなコックピットの応用が行われています。データを集めるようにして今後の政策設定のためにこのような全ての統合が行われています。過去のような分散システムではなくなりました。スマートシティの理念を導入し、データの融合を推進しています。管理のモデルを変えています。産業など全般にわたってこういった融合が進んでいます。政策の決定をサポートしています。

張家港で行っているシステムです。連動を実現しました。一つの都市の重要なシステムを全て融合、統合を進めています。異なるガバナンスモデルを統合させました。例えば大きなシキセンター

があります。このような正確なデータによってサポートされているため、都市の管理方式も粗放型から精確型へと転換を実現しました。また、支える産業も伝統的な産業からデジタルエコノミーへと転換を図っています。これはとても重要な移管となっています。スマートシティづくりを進める上で産業のグレードアップを支えていかなければなりません。ビッグデータを通じて産業について分析を行います。また、立ちおくれた生産能力の判断を行い、新興産業の計画を行い、景気の分析もあわせて行わなければなりません。データを通じて収集を行い、分析を行い、予測を行います。リスクの管理を行うことができます。スマートシティの場合、デジタルエコノミーと異なる側面をあらわしています。デジタルの産業化、産業のデジタル化などを通じて相関性を生み出し、新しい業態、新しいメカニズムを形成していきます。伝統的な産業の能力を強化することができます。産業のデジタル化というのは第1次産業、第2次産業、第3次産業、全て製造も農業も科学もいずれもIoTなどを通じて、ビッグデータを通じて、ブロックチェーンを通じてデジタル化を進めていくことができます。そのために経済に役立っています。過去のこの安定した状態から敏捷型の状態へと転換をしています。例えば自転車です。今はスマホでクリックをするだけで使えるようになっていきます。タクシーですが、これまでの形と変わって携帯で、スマホで予約することができます。それぞれ分散したシステムを完全にフルタイム、フルプロセスの機敏性の富むシステムに変わりました。モバイル決済もこのような中の一環となっています。非常に簡単にウィーチャットとかアリペイの決済などで行うことができます。スマホ一つでこのようなシステムを構築することができます。

こちらは深圳の竜崗区のシステムです。全てのデータの工業のデータ、人口のデータ、計画のデータ、いずれもこのシステムの中で都市のブレインと言われるところで示されています。リアルタイムに管理をサポートしています。このような抽出ができてから都市全体を把握できるようになりました。この流行の計画も2013年、我々のチームが行いました。その後、ファーウェイが具体的なシステムを建設しました。

結論として、スマートシティは小さなシステムではありません。大きな空母のようなものです。これまでの電子政府というのは小さな工場に相当しています。空母の建設について一つ一つのサブシステムの構築は重要です。しかし、システム間の関係はより重要な関係となります。そのためにいろいろな方法論の論証も行いました。制度のレベルなどについてシームレスな設計を行うことができました。

こちらは蘇州工業団地のケースです。シンガポール政府と一緒に行いました。2004年、インテリジェントな心臓、インテリジェントの頭脳という概念をそれぞれ打ち出しました。分散したシステムの統合を図りました。産業パークをサポートしています。蘇州の団地のために、このスマート頭脳をつくりました。既存のリソースを統合させ、断片的なものから体系的なものにしました。ニムの駆動からデジタル駆動に転換しました。こうして特許もとりました。オペレーションシステムについて特許を申請しました。コンピューターにはマイクロソフトなどのシステムがあります。スマートシティにもこのようなオペレーションシステムがあります。こうしてトップレベルデザインへの方向転換を実現しました。

さらに、このスマートシティのコアというのは運営システムです。運営システムというのは情報化サービスのシステムです。そのために財政のモデル、運営のモデルをそれぞれチェックしましたBOT、PPPなどのモデルなど、いろいろな模索が行われています。互いのモデルの融合も進めています。出資側、運営側などの組み合わせはたくさんあります。これは今中国のスマートシティが著しい発展の中において、この運用モデルも積極的に模索されています。今後の中国の新型スマ



ートシティの建設についてどんなチャンスがあるのでしょうか。協力のチャンスについて見てみます。

中国は、今スマートシティ建設の最も多い国であります。幾つかのデータがあります。投資規模から見ますと、2017年までスマートシティの計画、投資、計画の根拠のあるのは3,200億人民元相当です。発展改革委員会などが推進するスマートシティは590以上もあります。また、デロイトの統計によりますと、スマートシティのテストについて既に500以上に達しました。テスト都市は500以上を超えました。世界には大体1,000ぐらいです。中国は半分を占めている規模です。大きな市場となっています。

こちらはIDCの統計です。平成23年まで世界のスマートシティの投資は1,894億ドルに達します。中国はそのうちの390億ドルに達しています。つまり2,000億人民元規模です。それぞれの統計の基準は異なります。もっと大きな統計も出ています。計画から既に根拠のある案件だけを統計しました。もちろんいろいろな統計の基準によって結果が異なります。日本の友人に対してこういうことが言えます。中国のスマートシティは新しい技術、新しい理念の試験場となっています。中国には都市が多い、人口が多い、インターネットの規模も大きいということで、中国のモバイルインターネットのイノベーションは世界的にトップクラスとなっています。アリババ、テンセントに代表されるようなモバイル決済、あるいはいろいろな分野では既に先頭に立っています。これは重要な分野ということは言うまでもありません。日本の企業、日本の業界と協力を望んでいます。ともに都市化の発展を進めていきたいと考えています。

今後の市場について見てみます。関連の機関はこのようなものをつくりました。

まず、スマートシティはまだ発展の最中にあります。トップデザインなどを見ることができます。この緑の丸は、現在案件の最も多い分野です。例えば中国の70以上の計画を私みずから担当しています。またIOCの建設を進めています。電子政府、電子ビッグデータ、交通、緊急対策などについてさまざまな試みが行われています。この成長のスピードは非常に速いです。中国のスマートシティを見る上で重要な根拠となっています。また、実現のモデルから見ますと、スマートシティの建設はイノベーションが行われています。過去には政府が主導していました。今は政府が企業と協力をを行い、このような戦略的なモデルを形成しています。政府が計画、旗印を掲げ、主な建設、運営は企業が担当しています。具体的なモデルがそれぞれあります。日本企業も、もしよい経験があればぜひこのようなモデルと一緒に共有していきたいと思っています。

既にある国家基準です。スマートシティについて国家標準ができています。システムの角度からまたハード、また安全のセキュリティーの分野で体系的な標準的な体系ができています。技術、また標準もかなり進んでいます。国際社会とも交流を進めています。ISOなどと緊密な交流のメカニズムを持っています。

こちらはスマートシティの産業の体系図です。主要な企業をここで探すことができます。例えば、一番下はトップデザインです。上は応用のレアです。それぞれその間に計算や応用などのレアがあります。中国のスマートシティの著名企業が入っています。チャイナモバイル、ファーウェイ、テンセント、アリババなどいずれも入っています。ここに私たちの研究センターが入っています。統計によりますと、国家情報センターもこのスマートシティのトップデザインにおいて重要な役割を果たしています。皆様も私たちと協力をすることが可能です。皆さんはそれぞれ自分の企業はどこレイヤーにあるかに合わせてパートナーを探すことができます。

協力のモデルについてです。スマートシティは幾つかの産業形態を形成しています。一つはIT

の会社です。情報化のソリューションのベンダーとなっています。もう一つは、このオペレーションプロバイダーです。いろいろな、例えばチャイナモバイルなどのような会社です。さらにアリババ、テンセントのようなビッグデータの会社も参入しています。それぞれの強みがあります。それぞれの異なる協力分野にあります。例えば、IT会社と協力する、それともCTの会社、どういう会社にもそれぞれのプラットフォームがあります。ITの会社の場合、それぞれの業界についての理解が深いです。CTの会社はパイプのほうに詳しいです。今後の協力の働くフォームとなっています。国際的に見ますと、日本企業はどのように入るのかということですが、幾つかのモデルがあります。外国の企業は直接にかかわることはまだ少ないです。しかし、コンサルティング、研究、サプライチェーンのサポート、技術イノベーション、投資などについて、例えばマイクロソフト、インテルなど、それぞれの市場があります。それぞれ活躍しています。また、スマートシティの発展に伴い、スーパーシティなどの理念、マイクロソフトの都市についてのアルゴリズムなど、重要な計画理念、建設理念、投資、インキュベーションなど、中国にとって極めて重要、必要となっています。そのためにサプライチェーンの指示、協力の角度、あるいは理念のイノベーションなど、4つの方面から中国のスマートシティにかかわることができます。日本の企業と一緒に協力する可能性があります。中国のスマートシティにおいて重要な都市も生まれています。例えば、先ほど言ったIT、ICTの会社、それぞれ影響力を行使しています。ソフト、ハード、データ、セキュリティについてそれぞれの特徴があります。自分に合ったパートナーを探することができます。

今後の前途についての展望ですが、中国のスマートシティは大きな市場となっています。現在、100万以上の人口の都市は、2030年までになりますと都市の規模、また1,000万級の都市がさらにふえると見えています。中国の都市化の進展から見ますと、スマートシティのサポートについて今後100億規模の市場となっています。オペレーションについて1,000億規模の市場です。また、スマートシティ実態は兆レベルの市場となっています。人々の将来の生活を支える上で、この赤い色の部分も大きな市場となっています。中国のスマートシティはデジタルエコノミーの大きな市場となっています。中国の都市化は大きなニーズがあるということを申し上げました。また技術のサプライ、特にブロックチェーン技術について、10月24日、習主席はこのブロックチェーンの技術とビッグデータの技術、人工知能の技術、スマートシティと融合させて応用を進めるということがありました。中日両国の企業家、学术界も一緒に手を携えて、この部分について大きな発展をする可能性があります。今後の都市の転換に伴い、都市の形態、都市のタイプ、都市のグレードアップ、都市の技術競争手段について協力を行うことができます。例えば、人々によりよい生活の体験、仕事の体験、都市の魅力を高めるなどについて協力する可能性があります。また、工業都市から産業のコネクティビティを通じて都市の品質が向上することが可能です。異なる産業はスマートシティにおいてグレードアップを図ることができます。雄安新区などについても新しい業態があります。自動運転、IoT、5G、AR・VR、新しい小売、新しい物流、新しい科学技術、いずれも盛んな発展を遂げています。この分野について協力することが可能です。スマートシティはまだ道りが長いです。開発のサイクルも長いです。計画、建設、産業の発展、オペレーションまで、非常に多くの建設分野があります。さらに研究を進める必要があります。中国の中でもスマートシティ運営業者の概念があります。今後、スマートシティのサービスプロバイダも生まれてくるでしょう。そのために産業チャンスがたくさんあります。今後、アリババ、テンセントとのかわりになるような会社も出てくるでしょう。都市のスマートシティの運営業者がたくさん生まれてくるでしょう。日本の経験も我々にとって大変示唆に富む内容となっています。政府、企業、社会資本、研究機関、

また住民がそれぞれここで連動するメカニズムを模索することが可能です。今後の中国の発展について政府が主導することから、政府と社会、パブリック・プライベート・パートナーシップを形成し、より開かれたデータ、開かれたプラットフォームを持って、開かれたスマートシティを構築します。

以上、私の紹介とさせていただきます。不適切な部分についてご指摘ください。

(杉田) ありがとうございます。

非常に幅広くスマートシティの概念、新型スマートシティとおっしゃっていますので、やはり過去の曹妃甸のときと違うかなという感じがしました。一つ、シンガポールとの蘇州の話が出てまいりましたが、そういうのもベースになって進化形としてニューエコノミーのプラットフォームであるテンセントとか、あるいはアリババとか、こういった人たちが、また新しいサービスプロバイダとしての役割を果たし、それが地方政府と官民連携して、新しいモデルを展開されているという感じがしました。

それから、今日のご挨拶の中の林念修副主任からも、この新型スマートシティについての日中協力の呼びかけがございました。先ほど、単様からもぜひ日中で協力し、日本の企業もビジネスチャンスがあるというご指摘もいただきました。この中身について、もう少しまた議論をさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、単様のプレゼンに対応する形で、日本側からお2人にコメントいただきます。

まず1人目は、日建設計総合研究所、山村真司様よりコメントいただきます。

それでは、山村様よろしく申し上げます。

(山村) すばらしいプレゼンありがとうございました。私十数年にわたって中国でのプロジェクト、いわゆるまちづくり、あるいは建築設計というところにかかわらせていただいております、特にこの十年来の国のスマートシティに限らず、その前段階での都市のインフラに係る、あるいは都市開発に関する非常に急速な法制度の整備というのを目の当たりにさせていただいております、大変驚いております、なかなか現時点で中国での都市開発、スマートシティのご提案をする際にどう追いついたらいいのか、あるいは中国で既におやりになってやっていることのさらに上をどう提案すればいいのかというような状況に今なっているところで、ますます日本のノウハウというものがよりうまく生かされるようになってきていると思っております。

今回、さまざまな国の法的な整備、あるいは実証的な開発をおやりになっていらっしゃると思いますが、先ほどスマートシティに関してニュースマートシティというお言葉がございましたけれども、これに関するいわゆる定義というのでしょうか、そういったものがもし今、私が知る限りではまだご検討の段階だと思っております、こういった定義化をするようなことをどうお考えなのかということをお伺いしたい。その背景は、ヨーロッパについては、イギリス発で今EUのほうで、定義ではありませんが、定義に近い考え方の整理というのがあります。一方で、国際的なISOのほうで、これ経産省さんのほうも関わられていると思いますが、いわゆるスマートシティ、スマートインフラのISO化というものを進められています。さまざまワーキングがあって、日本のメーカーさん、あるいは世界的に中国も入っていらっしゃると思いますが、そういった動きがある中で、国の統一的な方向性というものをより具体にお出しになるようなところがおありなのかどうか

というところを一つお聞かせいただきたいというところ。

それからもう一点、実際の現場で実現化をしている立場としてお伺いしたいのは、スマートシティというのはそもそも総合的なものでございますけれども、中国の中でもその中央政府、地方政府の中でいろいろな部局、省庁がイニシアチブをとっていらっしゃるって、なかなか私も個人的にどこにご相談に行ったらいいだろうというのでとても悩みます。そういった中で、基本的には多分それぞれの省庁さん、あるいは発展改革委員会の下部組織の中などでカバーしていらっしゃる中で、そのカバーする範疇でのディスカッションだとは思っています。そのあたりを国の政府などの中で、先ほどの定義化とも関連しますが、方向性として一体化をするようなお考えが今後ありそうなのかどうなのかというところをお伺いしたい。これは背景が、今日本のほうは2010年の経済産業省さんのスマートコミュニティ、スマートシティの補助金のプロジェクトが始まって、総務省さん系のIoT、ビッグデータというスマートシティのプロジェクトが進捗しており、国土交通省さんのほうは昨年ですか、2018年からスマートシティということに対して取り組みをご発表されていて、今3つの省庁で同時に進めているというところがございます。先ほどちょっとスーパーシティというお話がありましたけれども、ばらばらではなく、やはり体系的にというような動きがあるやというふうにも聞いております。そういう意味で、中国の中でも大きなストリームとして、国のそれぞれの部署がどういった方向でまとまっていくように今後おやりなのかどうなのかというところもご示唆いただければありがたいと思います。

以上でございます。

(杉田) それでは、続けて周様からもコメントをいただいて、合わせて単様のほうからご回答をいただくということにしたいと思います。

それでは、富士通の周様、お願いいたします。

(周) 尊敬する単様、ご紹介いただきました富士通の周です。私は仕事の関係でスマートシティ、特にスマートシティの標準化及びその標準化の普及、実施、実証試験に携わって、ある意味では自分が中国のスマートシティ開発の関係が大体わかっていると思っていましたけれども、今日は単様の話を聞いて、完全に私の考え方が一新して、やっぱり中国ではそこまで進んでいるなど実感しました。

約3年前、関係の方から中国の実証試験で約300あると聞いたことがある、当時の私は半信半疑ですけれども、きょうの話で500プラスですね。これはかなりの規模ということで、まずは今日の話の内容もいろいろ実際の内容もあるし、数のほうも多いということで、やっぱり中国ではかなり進んでいるかなと思います。

きょうのタイトルですが、「デジタル時代のスマートシティ建設」、これが今日のテーマですね。あとサブタイトルとしては「日中スマートシティ開発協業と国際標準化」。協業ということはきょうのシンポジウムの一つのテーマ、もう一つは標準化で私は個人的にはこれは携わっていることから、ぜひこの機会をかりて紹介して、何か参考になればと思います。

まずは日中スマートシティ開発の比較です。なぜ比較するかというと、やっぱり相違点とギャップ、いわゆる違うところがわかればどういうところで一緒にやっていくかということはある程度わかるから、それで私の理解と単様の資料に基づいてまとめたものですね。一つはスマートシティ建設が始まった年代、大体その感じだと思いますけれども、日本では2010年ですね。その根拠は

経産省で次世代エネルギー・社会システム実証試験、いわゆる我々が普通言っている4大実証試験、それが発端だと私は思います。スタートはスマートグリッド分野ですけれども、その拡張としてスマートシティに進んできました。中国で今の政府の文書の記載によると2013年ですけれども、実際にIBMが「スマート地球」というコンセプトを2009年に訴えています。中国でもいろいろ実際には展開しているので、ある意味で時期的には大体同じじゃないかなと思います。これ言っていることは考え方だけじゃなくて、実際にいろいろとアクションをとっているという意味です。

あと、スマートシティへの政府の政策誘導ですね。日本は内閣府と、さっき言っている各省庁。内閣府からいろいろ方針をつくって各省庁が自分の特徴を出していろいろやっていますけれども、中国では発展改革委員会、それが音頭をとって全体を統合して、各省庁、各地方政府がいろいろ実証しているところです。特に、日本も同じように、やっぱり中国も同じだと思いますけれども、縦割りの社会もある程度あるから、各省庁でどういうふうに協調していくかで、中国では「スマートシティ総体協調局」というトップの組織がある。それが中国の各省庁が集まって一緒に議論している。要するに中国ではトップデザインのほう、政策のほうはやはり発展改革委員会がやって、各省庁がそれぞれ実施しているという形と考えると宜しいとは思いますが。また、さっきも議論がありましたスマートシティの定義ですね。私個人的な認識としては、日本でも中国でも国際的にもまだないです。私が携わっている国際標準組織で丸ごと2日間議論したことがあります。国際エキスパート、特に欧米の方が議論好きだから、2日間議論してもなかなか落ちつかない、どうするかで、じゃまずこれを放っておいて実際に何をやるべきかを議論しましょう、ということになりました。多分今スマートシティについての定義そのものを探すと、多分10人聞いたら10の答え、あるいは10人聞いたら20の答えが来るかもしれません。まだ定義がちゃんとしていないところでやるべきことをやってみるのも一つの方法かなと思います。

あとはスマートシティの将来像ですね。日本は今そんな形で整理して、流れとしてはSociety1.0狩猟社会の、2.0農耕社会、3.0工業社会、4.0情報社会、Society5.0は新たな社会、あるいは我々が普通言っているスーパーシティという形になっています。中国ではもっと大きな粒度で整理して大体同じだと思いますね。いわゆる農耕文明、工業文明、スマート都市化。さっきの資料を読むとベクトルとしては大体同じような話だと思います。

あと、スマートシティ関連技術、これはいろいろ資料を読んで私個人的な考えも入っていますが、日本の場合はIoT、AI、ロボット、特に社会課題を解決、イノベーションが主であり、中国でMEMS、スマートセンサ、IoT、5G、AI、クラウド、ビッグデータ、その辺にもう少し重点を置いていかなと思います。

実証試験の数ですけれども、中国ではつきり数は出して500プラスということですが、日本は一体どのくらいあるか、なかなかわからないですね。多分数十個くらいあるのではないかなと思います。これも定義によって違いますけれども。ただし、国の広さと人口比ですと、そんなに差がないかもしれないですけれども。

もう一つ非常に重要なところは、スマートシティ評価指標ですね。私が知っている限りでは、日本では統一な指標がまだないです。スマートシティについてはどういうふうに評価するか。きょう、単さんのプレゼンの中には、かなりの時間をかけて「新型スマートシティ評価指標体系」ということを詳しく説明しました。それも私は約3年前かな、この評価指標体系に関する結構分厚いこの紹介の本も買っているいろいろ勉強しまして、感想としては、しっかりつくっているとは思いますが。その中に一級指標、しかもその指標の名称、計算方法、各指標を計算するとデータの要件をはっきり定

義しているのです、そのような形で定義しているということは、やっぱり実際にいろいろな実際の経験によりまとめているかなと思います。

もう一つ、スマートシティ開発における問題認識ですね。日本と中国の問題認識が一致しているとは考えているので、一つは技術開発、昔は技術開発が先頭で技術が全てというところで走っていましたが、最近だんだん制度設計もうまくいかないと無理で、ということは両輪と一緒に走らないと無理という共同認識をもっていると思います。

もう一つは、ヒューマンセントリックですね、中国語では「以人为本」とは言います。そういう意味では、日本と中国で同じベクトルになっています。要するにスマートシティを建設するために、最終的に市民に利益を与えないと意味がないということで、それも単様のプレゼンの中にはたっぷり述べていますので、そういうことは問題認識が一緒になっていると思います。

もう一つ、自分の仕事に関係ありますが、スマートシティ標準化の開発の現状です。日本は近年だんだんその重要性が認識しつつあると思いますが、中国は政府の後押しでこれから多分重点領域になるかなと個人的に思っています。どうしてかという2つの理由があって、1つ、スマートシティ自体が中国で今非常に発展しているところと、もう一つは、1週間か2週間前かな、上海でのIECの年次総会に年1回の会議で、習近平主席も、「中国政府もこれから国際標準についてかなり力を入れていく」というメッセージを送りました。2つのキーワード、「スマートシティ」「国際標準」ということで、今後は多分スマートシティの国際標準化というところでかなり力を入れているかなと。今の時点でもかなり力を入れているとは思いますが。

私の仕事で若干関係しているところで、国際標準でさっき発表した中にある話で、実際にISOの中ではスマートシティについていろいろ標準を行っているのですが、ISO/TC268とい組織はスマートシティ全体であり、その下にサブコミッティがあります。そのサブコミッティ（SC1）の中にスマートコミュニティインフラストラクチャーというところがあって、幸いにこのSC1自体だけが日本と中国が非常に仲よくやっています。全てのワーキンググループを見ても、リーダーが日本か中国か、私がたまたまですけれども、ワーキンググループ1のところ都市インフラの評価指標に関する規格を作成して、この中のいろいろ日本の各メーカーの協力と、海外エキスパート、特に中国、アメリカ、ドイツ、いろいろな欧米の方も協力して、私はP/Lとして最終的に2年前に国際標準ISO 37153という国際標準を開発しました。この国際標準はスマートシティインフラの評価と改善にする国際標準であり、これはある意味のISOとして初めてのスマートシティ評価と改善の国際標準である。今我々はその国際標準についてどういう形で実証試験化を展開しているところで頑張っています。さっき話しましてスマートシティ定義がなかなか難しい、なぜ難しいかということがあり、横を切っても縦を切ってもわけわからなくなる。いろいろレベルがあって、じゃどうする、どうすれば一番すっきりするかというところ、この国際標準では3階層が分けて一つ、基本としてはコミュニティにストラクチャーがある、エネルギー、水、交通、廃棄物、ICT、その上にいろいろ施設があり、例えばコマースビルなり、オフィスビルなり、これ要するにコミュニティファシリティである。これを持って最終的に市民へのサービス、すなわち経済なり、健康なり、教育なりを提供する。特に国際標準をつくる時にオーバーラップしてはだめなので、同じことをやって2つの標準を公開したらどうするかわからないので、そういうのははっきり分けて、我々がコミュニティのストラクチャー、要するにインフラについてフォーカスしてやれば、その分ではかのところでオーバーラップはしないということになる、我々もこのような形の定義で世界初のISOの国際標準を策定しました。

次は、こうした標準で、時間の関係で余り詳しくは説明ができませんけど、要するに真ん中にスマートシティがありますが、これもスマートシティに当然インフラがあります。そのインフラを評価するためにはどんな形で評価すればいいかで5段階評価にします。それはもともと国際標準のマチュリティモデルというものがあって、それをベースとして開発しています。例えば初期段階、真ん中だったら満足、一番上だったら持続的発展と最適化。でも、実際に評価するときにはよしあしとしてのパフォーマンス指標、およびそのよしあしをずっとサポートするために、あるいはレベルを上げるためのプロセス指標、実際にインフラがいろいろあって自分さえよければいいということではなく、エネルギーをやるときで交通も関係するかもしれませんが、その辺のインターオペラビリティも考えなければいけない必要があります、インターオペラビリティ指標の三つのタイプの指標についての要求要件を定義しています。その3つの指標タイプ、すなわち「パフォーマンス」、「プロセス」、「インターオペラビリティ」を考慮して5段階により評価して、最終的に国際標準を作成しています。詳細はもっと詳しくありますけれども、一目でわかるという形でこのような形で定義しています。この国際標準が、今我々のスマートシティインフラの現状はどこにあるか、将来どこに行きたいか、どのように行くべきかをまとめて評価・改善の方策をガイドライン的に定義しています。どんな形で行くかで実際に例えばPDCAサイクルを改善していくということも一つです。まとめていうと、国際標準は基本的に2つの柱ですね。1つの評価はかかっている成熟モデル、もう一つは改善、成熟度維持の改善のためのPDCAサイクルという形で国際標準は成り立っています。

次のページは、ちょっと内容、時間の関係で詳しく話せませんが、実際に我々が一つのものを評価するためにいろいろ視点があります。しかし、スマートシティインフラでバランスをとった視点じゃないと余りよくありません。そういう意味では、まずは住民の視点、すなわちヒューマンセントリック、もう一つは地域運営者の視点です。住民にたっぷりサービスをして、実際に都市運営者が24時間でも足りなくて実施しないとイケないことになる、これでは余りよくありません。しかし、この住民と運用者両方がよくても、実際に環境が保てないと、それも余りよくありません。持続的発展のためには、住民・運用者・環境の3つの視点、と実際の14のニーズですね。一番右側が実際の本当に評価するときで、どんなメトリクス、インディケータ、あるいは我々が普段言っているKPIですが、これが単様がさっき言っていました中国の評価指標と同じものが枠としてはそんな形になっていると思います。

この国際標準では、今どんな段階だというと、一つは、国際標準組織ISOとしては実証試験構想で第一ステージは、中国の5つの都市、ヨーロッパは3つの都市、アメリカは1都市、日本1都市、今現状としては中国で3つの都市を展開しているところです。ヨーロッパはドイツと、あとはケンブリッジ市ですね。アメリカはまだありませんが、日本は一つの都市、川崎市です。これを別として、我々独自の進め方でインドネシアのブカシ、ジャカルタの特別州、ベトナムのダナン市などいろいろ実証試験をしているところで、もちろんそれは我々自分の力が足りなくて、経済産業省、総務省、環境省、日本規格協会、JSCAなどなどいろいろとサポートを受けて実施しているところです。今、まだいろいろ展開しているところです。

時間の関係でちょっと少し早めていきます。また、せっかくの機会ですから、まずは富士通も少し紹介させていただきます。

富士通は日本の方がみんな知っていると思いますけれども、単様が知っているかわかりません。いつも実家へ帰ると自分の親に「僕の会社は富士通ですよ」と言ったら、「ああ、そうですか。ク

ーラーを作っている会社ですね」と言われ、やっぱり富士通という会社は、中国では、知名度がまだ低いです。実際に富士通は、特に今日のテーマであるデジタル時代のスマートシティの正にデジタルという会社と考えて良いです。

次のページは、会社の概要です。人、物、金というものです。ただし、今年から社長が変わり、経営方針とかもいろいろ変わって、実際にいろいろ新しいチャレンジが入っています。例えば富士通はどんな会社かという、我々常に誇りを持って考えているのが、責任ある世界企業として動いているということで、特に責任ある会社ということ、サステナビリティを解決する。ソリューションを提供する。ということで、こちらに記載している グローバルレスポンスビリティのビジネスを展開です。故に、我々は普通、ビジネスを考えると、結局このビジネスはお客さんにどんなメリットが与えられるか、メリットがなければビジネスには成り立たないということで、いつもこう言う事を会社は考えています。

次のページは、富士通の製品とサービスですが、これはちょっと古い資料です。新しい社長は時田ですが、今後は経営方針を5つの分野に集中して投資していこうということで、この5つの分野だけをリストアップしました。

1つはコンピューティングです。もう一つはAI、あと5G、サイバーセキュリティ、クラウド、データ、IoTということは全てのキーワードで、ある意味では今日のデジタル時代のスマートシティ、要するにスマートシティ建設をサポートするための全てのITC分野が入っていると思います。当然その分野で、機会があれば中国でも展開していきたいです。

先ほど言いましたが、中国ではスマートシティを展開している都市は500以上があって、個人の考え方ですけれども、数が多いか少ないか別の話として、中国のやり方もいろいろあって、その中の成功例を吸い上げて横展開するという方法も、我々が参考にできる一つのやり方かなと思います。

(杉田) どうもありがとうございました。

周様のほうからは、質問というわけではなく、日本での国際標準での取り組みのお話がありました。まず山村様からコメントどうぞ。

(山村) 今の周さんのスマートシティの定義のご質問とご意見ですが、私がお伺いしようとしたスマートシティの定義に関するご質問と実は概念が違うので、ちょっと簡単に七、八分で私どものことをご説明させていただいてよろしいでしょうか。先ほどしませんでしたものからです。

私ども、設計事務所を設立して100年ございまして、中国でも1970年以来、たくさんのプロジェクトをやらせていただいています。そういう意味でまちづくりの単位は建築づくりで、どうアッセンブルするかということが基本になりますが、都市の多様な情報や状況がニーズや課題となってきます。基本的に私どもは建築設計、街区計画が専門なのでそのようなニーズがベースになります。ニーズをベースに建築設計やまちづくりをするということではありません。そういう意味でスマートシティというのは非常にインフラと都市空間のあり方をどういうふうにするかというところでやらせていただいています、特に都市の課題を大きくクオリティオブライフ(QOL)とロードリダクション(負荷削減)の2種類でもって、いわゆるV/Lを同時に最大化すると、先ほど単先生のいろいろご説明あったようなものをこの中でニーズとしてくみ上げて、それをどういう形でつくるかという、仮説をつくるというようなことをさせていただいております。そういう意味で先ほどスマートシティに関する定義化をどういうふうにご中国が、お考えかというふうにお伺いしたのは、



ライフスタイルとか、快適性とか安全・安心、そういったクオリティ、バリューのレベルでどういった目標、KPI というものをこれからお考えになるのか、こういったニーズを実現するために、先ほどのISO化というインフラというシーズが入ってくるという位置づけだと思いますので、その関連性を中国のほうでどういうふうにお考えかというのをぜひ伺いできればというところでございます。

ちなみに、先ほどアリババというお話ございましたけれども、今ちょうど杭州、広州のほうでデベロッパーの不動産開発としてスマートシティをアリババさんと一緒にやっております。ここでもまさに先ほど単様がおっしゃったニーズをどういうふうに酌み取って、市民の意見をどう反映するかというところで、私どもは仮説をつくることでそれをどう具体化するかというようなことをお手伝いして、アリババさんなど、いろんなメーカーさんに具体的なシーズ、技術を入れていただくというようなことをしているところでございます。

すみません、ちょっとご質問の補足をさせていただきました。失礼しました。

(杉田) ありがとうございます。

私は、聞いていまして、やはり中国の方と日本の方の考え方が違うなというふうに思っています。やはり日本の場合、どうしても過去のスマートシティを引きずって、インフラがあって、そのサービスというところでの標準化という考え方です。今日の単様のプレゼンの中でも、インフラの部分も多くありましたが、恐らくサービスをどうするのかという方向に結構軸足が置かれているのかなという感じがしました。スマートシティの定義をどういうふうに考えているのか、それから中国では、実際の現場でプロジェクトを実現化する場合、どのように、どこの部門でこのイニシアチブをとっているのかと言うご質問が山村様よりありました。恐らくこの点は、グリーンフィールドで、雄安新区のような新しいプロジェクトをする場合、既存都市の再開発のようなプロジェクトでも少し違ってくるのかもしれませんが。

それから、日本は、はっきりいって各省庁がばらばらに動いている感があり、経済産業省でやっていたスマートシティ、総務省やっているビッグデータ、それから、少しおっとり型で出てきた国交省のスマートシティというのがあります。かような中、中国はどういうふうにして、統一して実行できるのか是非その秘訣をお聞きしたいと思います。

また、標準化の問題では、これはどうしてもやはり国際標準でインフラをどう動かすのかという感じはしていますが、中国が規定している標準というのはどういうところなのでしょう。それから、何を標準化にして、どういうふうにして、それをビジネスに繋げていくのかということがポイントだと思います。単に標準を作っても、これを使わなければ意味がないと思っています。どうビジネスに活用するのかというのが、国家戦略として非常に大事な部分であると思っており、そういう点についてぜひお話を承りたいです。

それから、1点だけ私の質問は、私も杭州とか、深圳を訪問しましたが、テンセントとか、アリババが、それぞれサポートしていますが、あらゆる情報を個々のいわゆる民営企業に渡して、それを解析してマネジメントさせていくというのは本当にそれでいいのかです。

また、あの杭州とか深圳で行っているやり方が、本当に地方の2級、3級都市でできるのか、そういうプレーヤーが本当にいるのかです。残念ながら日本にはこういうプラットフォームがないわけですね。申しわけないですが、富士通さんもそんな役目は果たせないし、NECさん、NTTさんもできない、どこの企業もみなできません。それでは、ソフトバンクさんができるか、楽天さ

んができるかと言うのと多分なかなかできないと思います。我々はちょっとジレンマがあるわけです。だから、そういう点で、そういうところに日本勢が出ていって、そのパーツ、パーツを行っても仕方ないのかもしれませんが、本当に日本勢ができる役割があるのかどうかも疑問です。単様のサジェスションを是非いただければと思います。宜しくお願いします。

(単) 先ほど、お二方から日本のスマートシティについてのご紹介をいただきました。また質問もいただきました。感謝しています。私は幾つかの方面から交流を行いたいと思います。

1つはスマートシティ、先ほどの新型スマートシティについての理解です。ご存じのようにスマートシティという言葉は、IBMは2008年11月に打ち出されたものです。IBMのプレジデントがスマートプラネット、スマートな地球という話をしました。スマートエネルギー、スマート電力、スマートシティ、スマート金融、スマートサプライチェーンなどがあります。スマートシティというのは2008年に打ち出されたコンセプトです。今になって既に十数年たちました。その歩みですが、中国にとって言うまでもなく新しいニューコンセプトです。外国から導入された新しいキーワードです。そのために、中国のスマートシティを理解するには、中国の国情を結びつけるという発展の歩みを経てきました。日本も似たような問題があります。どの省庁が主導権を握るのかということです。中国も当初は発展改革委員会ではなく、都市建設の部門が住宅都市農村部など、当初は恐らく部門のテストからスタートしました。300ぐらいのテストを行いました。工業情報化部も武漢、深圳のテスト、パイロットを行いました。このほかに消費のテストも行いました。科学技術もR&Tの角度からテストを行いました。今、我が国の科学技術部の研究開発の重点計画の中にスマートシティのプロジェクトがあります。私もその一員として幾つかのプロジェクトを行ってきました。技術プラットフォーム、技術標準、技術の応用の面からスマートシティの発展を推進することに取り組んでいます。

個人的な理解として、今、皆さんがおっしゃったように、スマートシティというのは異なる人が異なる角度から見ているということです。1,000人のこの読者から1,000人のハムレットとして見てとれます。このフレミングの問題です。中国とほかの国もスマートシティについて主な異なる点は3つあります。

1つ目は、発展理念が異なります。中国は発展途上国です。そのために経済が急速に発展を遂げています。農業の近代化、産業の近代化、都市化、情報化もいずれも急速な発展を遂げています。日本は先進国として既に技術インフラ、工業化、産業化が既に終わりました。今はスマート化、インテリジェント化が進んでいます。発展の理念から見ると、先進国の注目のポイントは物を本意としています。技術の使用、IoTの使用、ビルディング、地下のそういう共同溝、そういうインフラ施設のスマート化に重点を置かれています。EUはエコ、低炭素、省エネ、持続可能な理念などを重視しています。先進国のスマートシティというのは物を中心として考えています。物のスマート化、インテリジェント化を考えています。IoT、クラウド、ビッグデータ、センサーと結びつけて、このようなインフラのインテリジェント化を考えています。IoTの技術、クラウドの技術、ビッグデータの技術の応用を通じて、産業の強み、技術能力は非常に強いです。中国は都市化のプロセスを終えていません。2016年中50%の都市化しか進んでいません。先進国に比べ15%の格差があります。そのために、現在、都市化率は一体何でしょうか。70%、80%に到達して初めて先進国になるのかという見方もありますが、中国の都市化のプロセスはまだまだ途上にあります。そのために人間本位、ヒューマンセントリックについて本当にそのニーズから考える必要があります。

す。都市化のプロセスにおいて今後10年間のうち2億人、3億人は農村から都市へと移転を終えなければなりません。このニーズにより、中国のこのスマートシティ化は人間本位としていかなければなりません。日本などの国はインフラのスマート化を進めています。物を中心としています。中国はヒューマンセントリックとなっています。人間のニーズに合わせて進める必要があります。都市の管理、サービス、経済の受け皿として都市化のニーズにどのように適応していくのか最大の課題です。2億人、3億人の都市化のプロセスは世界のどの国も経験したことはありません。大きな難題です。2億、3億の人口は欧州の半分の人口に等しいです。昨年、浙江省のアリババに行きました。杭州に行きました。1年間200万人が失業となっています。リストラされました。一つの支所で200万人、これはある国では大きな人口です。社会のセキュリティーの問題、安定性の問題など、いろいろもたらします。しかし、浙江省は安定的にこの問題を解消しました。新しい雇用のポストを提供したり、都市に移転した農民が再びふるさとに戻って起業したり、などの解決方法がありました。中国の国情から農業近代化もまだ実現されていません。競争力もまだまだありません。工業化も沿海都市こそ少し発展したものの、中部都市など全然できていません。ドイツのインダストリー4.0に比べて中国の一番高いレベルでもインダストリー3.0ぐらいのレベルです。多くの産業は1.0、2.0のレベルにあります。情報化についても貿易摩擦、中米の貿易戦争からも我々の脆弱の部分がわかります。チップ、半導体チップ、また革新的な技術、OSなどが非常に脆弱になっています。もちろん応用の面では中国は進んでいますが、しかし基礎技術、チップ技術、オペレーションシステム、OS、nano、あるいはコンピューティングシステムなどについて実習的なブランドもありません。情報化についても脆弱性が残っています。グレードアップをする必要があります。中国はこのような国情から新しい都市化に適応するニーズが生まれています。中国は4つの近代化を進めようとしています。この4つの近代化、いずれも到達していないために必要ですから、やはりこの人のニーズをまずは考えなければならないということです。これはただ単にスローガンということではなく実際のニーズに基づくということでもあります。ですから、まず1つ目はこの発展の理念が違う、これは国情が違うことによるものである。また、現実には直面している問題が違うことによるものであるということです。技術、また情報というものですが、私たちは後発の優位性があります。立ちおけているところですけども、この2Gの携帯は使ったことがないけれども、一気に3G、4G、そして5Gと行ったわけですね。ですから、必ず低い段階からいかなければならないというわけではないわけです。例えばクレジットカードの段階を飛び越えて一気にウィーチャットペイだとかにいくわけです。ですから中国では理念がやはりほかとは違うという部分があります。また、スマートシティの建設、また管理のモデルも今までとは違います。今までは政府の管理ということを考えていました。主には供給サイドに立っているわけです。政府側があなたはこういうものが必要でしょうということいろいろなものをつくるわけです。例えば、税務のシステムや医療システムをつくりました。しかし、今はこの新型のスマートシティでは今までの経験に頼ったり、主観的な考えによるものではなく、本当にユーザーの市民のニーズに基づいて経済発展の実際のニーズに基づいてどのようなシステムが必要かを考えるわけです。ですから、デジタル経済時代は、やはりこのデータに声を出させる、データにより管理をする、そしてデータによりイノベーションを行うということでもあります。今まではやはり経験主義の管理でした。定性的なものでした。しかしながら、今は定量的なものです。よりピンポイントで科学的なものです。ですから、これは非常に大きな転換なのです。管理とサービスのモデルの改編を行う。そして、新型のスマートシティですが、それは非常に大きなシステムということになります。サイバーセキュリティの問題なども解決しな

ければなりません。これはかつてのようなこのやり方ではだめです。コップはコップの問題、そして瓶は瓶の問題ということだったのですけれども、やはりこういった面が今までとは違うということですよ。

(杉田) 今非常にインプレッシブなお話がありましたが、やはり中国も地域住民の声を聞かなければならなくなっているようです。政府主導で上からトップダウンでなく、やはり地域住民の声を聞いて、地域に根差したサービスをやらなければいけなくなっているということですか。それを新型スマートコミュニティで実践されているという理解で良いですか。プレゼンテーションで、やはりそうかなという感じがしています。中国の政府もかなり変わってきたということでしょうか。

(単) では、ちょっと補足させていただきます。

かつてですが、中国の都市の情報化を考えると、やはりこの専門の部門が行っていたわけです。例えばある部門が、例えばこの税務局が税務の情報システム、そしてまた工商局はまた別のシステム、そして公安局はまた別のシステムということで、業界ごとにそれぞれが変わっていた、部門ごとに管理が行われていた。しかしながら、今のスマートシティの特徴としては、政府の改革を通し、管理の面でも調整が入りました。例えばデータ管理局、スマート都市弁公室など、そういったものができてきています。要するにデータを集中させて、まるでプラットフォームのように管理をする、そういった機関ができていたりしているのです。これは非常に大きな変化です。今までは、情報化というのはプロジェクトや管理、人材というのはそれぞれの部門ごとにやっていたのです。それを各年ごとにやっていたということで、ある市の市長さんがそういったことをやっていたわけです。そして、現在このスマートシティの構築ということで、このようなメカニズム自体も変わってきているわけです。このデータというものはいろいろありますので、これを全部まとめるわけです。例えば広東省では、テンセントやこの携帯の3つのキャリアがあります。そして、広東省のデータ会社をつくりました。全ての広東省のいろいろなデータを集めて今後の価値に変えていくわけです。例えば、貴州というところでも同じような試みがなされています。例えば、この中国のアップルのユーザーのデータなどを一つのプラットフォームに集めています。遼寧省でも遼寧省の情報センターというのがあります。例えば2年前ですと、やはり国の発展改革委員会のもとに各地方のそういったデータのセンターがあったのですが、今は全ての、例えばこの遼寧省のもの、例えば公安のデータ、税のデータ、司法のデータ、それから水道局のデータなどなど、そういったものが全部このようなデータセンターに集まっているわけです。今の中国では、このスマートシティというとはほかの国とは大きく違うところがあります。このように統一管理をするという部分で、管理の面で非常に進めていく力が非常にパワフルであります。これは政府の部門の改革とも関係があります。このいろいろなデータ部門を超えて融合させて、実際にこういった運用をするわけです。例えば5G、それからIoT、それからセンサーなどを管理にも使うわけです。ですから、この面は中国でも非常に大きな特色ということが出来ます。日本の方ともぜひこういった面、交流したいと思います。

(杉田) よくわかりました。

すみません、少し時間の管理が下手で、あとフロアのほうから1間か2間ぜひお受けしたいと思っておりますので挙手いただけますでしょうか。ご所属と、それからお名前をいただいた上でご発言願えればと思います。ご質問あるいはご意見でも結構でございます。演説だけは、なるべくやめていた

だきまして、ご質問がベースになったほうがいいかなと思います。いかがでございましょうか。ご  
ざいせんか。せっかくでございまして。

私の最後に質問した点、日本企業は単様が言うように、本当にこの方面で、中国でビジネスがで  
きますかね。いわゆるテンセントとアリババが仕切っている世界の中国型モデルですが、我々は本  
当にビジネスができるのかなというところですが、どうでしょうか。

(単) 私が思いますに、やはりたくさんの方の協力の機会があるというふうに考えています。先ほどの  
プレゼンテーションでも申し上げましたが、この6つの面がありました。技術、それから情報ネッ  
トワークの建設、また都市の管理の科学化、またいろいろな設備のスマート化、また公共サービス  
など、そういった近代化などもあります。ですから、これらの分野において多くの協力できる部分  
があるというふうに思っています。そしてまた、日本の資料でいろいろ勉強させていただきました。  
私自身もこの観察をしたのですが、やはりスマートシティでも日本に学ぶべきところがたくさんあ  
ります。都市のこの設備の管理についてです。例えば雨水は全て備蓄したり、またごみの分類など、  
分別ですね、上海でも今一生懸命やっています。ICTに直接関係ないとしても、やはりこれはス  
martシティの中での非常に重要な部分であります。人々の資質を高めるという部分でも非常に重  
要です。ですから、日本でも排水の処理、また雨水の回収利用、またグリーンビルディングの管理、  
地上と地下の施設の管理、また、それをうまく結びつけるという面で日本に学ぶべきところがた  
くさんあります。また、デジタル経済の時代に入りまして、実際の設備の自動化以外にもどのよう  
にしてデータの役割を發揮させるかということも協力はできると思います。都市のいろいろなデー  
タを効果的に使えるか、政府、また業界、ネット上の情報などをうまく結びつけて新たなサービ  
スモデルをつくることのできるかというところでいろいろな協力できる部分があると思います。

先ほどもお話しありましたが、AI、IoTなどなどでたくさんの方のアルゴリズムなども日本はお  
持ちです。そして、いろいろなモデルやこのアルゴリズムなど、これがサービスなどを変えるこ  
ともできるというふうに思います。

アルゴリズムについてデータが果たす役割が大きいです。そのために日本企業はこういうアル  
ゴリズムについて進んでいます。障壁もありません。この分野のデータは公表してはならないとい  
うことはありません。政府に向けて、住民に向けてのサービスはどの企業に対しても開かれています。  
よい協力の可能性があります。そのためにスマートシティ運営業者という概念を打ち出しました。  
中国と日本の専門家と手を携え、協力をし、本格的にスマートシティに合った、発展のモデルに合  
ったこういうスマートシティ運営業者を形成していけばいいと思います。今、中国にはまだ理想的  
な運営業者はありません。チャイナモバイルなどはしようと思っているのですけれども、なかなか  
なれていません。しかし、本格的な意味でのそういうスマートシティの運営業者は出ていません。  
我々は協力するクランセが大きいです。データというのはレベルごとに、カテゴリーごとに、また  
応用ごとに管理することができます。民生向けの。また人々の生活、ガバナンス向けのものに関し  
ては、障壁は全く存在していません。幅広い突っ込んだ協力をする可能性があります。今後の発展  
する方向性については自信に満ちています。今、主な問題は、我々の交流はまだまだ足りません。  
互いに理解する機会はまだ足りません。より理解を深めて多くの協力をを行うことは可能です。我々  
ももっと大きな役割を果たす必要があります。

(杉田) 本当にありがとうございました、単様。

それから山村様、周様、本当にありがとうございました。少し時間の管理がうまくいかなかった点もありますが、これでハイテク分野のセッションを終わらせていただきます。改めて、ご発言をいただきました3名の方々に拍手をもって感謝をお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、小杉先生のほうにマイクをお渡しいたします。

## 総括

小杉丈夫（松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事）

皆様、長い間お疲れさまでございました。

本日は2つのセッションをずっと聞いていただいたわけですが、最後に私が総括をすることになっていきますので、簡単にまとめたいと思います。

最初の外商投資法については、孔先生から大変丁寧なご説明をいただいて、企業組織法と投資法がここで分離されて、近代的な合理的な法体系へ移行をしようとしているということを認識させられるような発表をいただきました。この外商投資法というのが基本法として今後中国の中で大きな役割を果たしていくだろうということを認識いたしました。この前の外資三法に比べますと、基本的にフェアで公平で公正な体裁というものが取り入れられて、世界的な国際スタンダードへ向けての努力というのが中国でも随分されているということがわかりました。この法律は条文が少ない基本法ということ、6章、41条といったものですから、解釈や運用によってはぶれる余地というのがあるということで、その辺がコメンテーターの先生方からもいろいろ指摘があって、やはり下部法令、それからガイドライン、マニュアルというようなもので間隙を埋めていくということが非常に大事だという話がありました。実施条例も今制定をされる過程にあるということがわかりました。日本側の関心としては、やはり内国民待遇とか不収用の原則とか、それから情報報告制度、あるいは安全審査制度ということで乱用をされることはないだろうか、あるいは政府調達というようなところで依然として差別をすることがないだろうか、というような懸念というものも指摘があって、そういうことは中国側にも伝わったのではないかと、今後いろいろな形で中国側にこういう懸念、声を伝えていくような形が望ましいなというふうに思いました。

来年の1月1日に施行になってから5年以内に会社法に合致する形で機関設計をしなければいけないということが日本の企業にとっては大きな課題といえますか、これからどうしていくかということになると思います。来年1月1日の施行を目の前にして大変有意義なセッションになったと思います。

2つ目の今終えたスマートシティのセッションについては、今まで私どもの国際民商事法センターの日中セミナーではPPPとかPFIのインフラの整備についての日中の協力のあり方だとか、あるいは農村の都市化というようなことをテーマにしたことはありましたが、きょうのようなスマートシティという切り口で議論をしたのは初めてでありました。私自身も弁護士ですから、今日の単先生の発表は本当に圧倒される思いで伺っておりました。壮大な実験といえますか、国家発展改革委員会を中心とする中国の政府による周到な政策、立案と、また強力な実行の意思ということを感じました。単先生が統合とか方向転換とか、ワンストップとか、いろいろ言葉を使われて、上手に中国の今の状況を発表されたというふうに思いました。伺っているながら、いや、これは日本自身がどう変わるということになるのだろうか。あるいは、日本として中国にどういう形で協力を

するのか。日中で協力して、第三国でどういうことができるのだろうかというようなことを考えながら伺いました。

その後で、山村さん、周さんのコメントの中で、協力すると言っても国際標準とか、そういうスマートシティの定義自体もいまだ国ではっきり決まっていないのだというような話があって、そこから話が発展して、いや、中国のスマートシティというのもやっぱり中国の実情を反映したもので、都市化が遅れているという現状を解釈するニーズとか、発展の理念とか、後発の優位性とか、いろいろな話が出ました。そういう今のスマートシティ構想の裏にあるものもやっぱり一緒に見ていくということが非常に大事なのだというふうに感じました。

これから先は、我々の国際民商事法センターこれからどうしていくかということにもつながる話ですけれども、冒頭にお話ししたように、日中経済協会と共催をして、先端企業、先端産業というようなところをテーマの一つに入れてやるということでやりました。非常に有意義な議論ができたと思います。これからどう発展させたら良いだろうかということ、今日ご出席をいただいた方のご意見なども伺いながら、さらに来年以降考えたいと思います。毎回、中国側と日本側で次のテーマをどうするかということ議論して協議して決めています。日本でやるときはきょうのように中国の方がメインスピーカーで日本側がコメンテーターを出すと、こういう形でやっています。中国でやるときは逆でありまして、日本側がスピーカーで、中国側がコメンテーターと、こういう形でやっていて、それが本当に定着をして、いい形で議論ができていかなというふうに思っていますけれども、さらにこれだけの内容のことを半日でやっているということで、これで良いのかねという意見もあるかと思しますので、そういうことを考えながら、23年の実績をさらに発展させるということを考えたいと思っています。これまでどおりでいきますと、来年の25回は北京で行う。日本では2021年ということになると思いますが、引き続き皆様のご支援をお願いしたいと思います。

長くなりましたけれども、これをもちまして今回の24回の日中民商事法セミナーの総括としたいと思います。皆様ご協力本当にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木